

---

## 第4章 環境保全に関する 施策の展開

第4章では、施策を体系別に整理し、施策の方向性や市民、事業者のみなさんに期待される役割などについて示します。

## 第1節

## 施策の体系

地域で支え合い 人と自然が調和する 環境共生都市 きたかみ

### 基本目標1

地球環境に配慮した暮らしをするまち

### 基本目標2

限りある資源を有効に利用するまち

### 基本目標3

恵み豊かな自然と共に生きるまち

### 基本目標4

健康で安全・快適に暮らせるまち

### 基本目標5

すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち

## 環境目標

## 施策の方向性

1-1 気候変動を緩和する

- 1-1-1 温暖化・気候変動に関する知見の普及
- 1-1-2 省資源・省エネルギーの推進
- 1-1-3 再生可能エネルギーの導入促進
- 1-1-4 吸収源対策の推進
- 1-1-5 オゾン層\*保護・酸性雨対策の推進

1-2 気候変動に適応する

- 1-2-1 温暖化・気候変動に関する知見の普及
- 1-2-2 災害対策の推進

2-1 4R\*を推進する

- 2-1-1 家庭系ごみの減量
- 2-1-2 事業系ごみの減量

2-2 ごみの適正処理を推進する

- 2-2-1 処理体制の整備
- 2-2-2 不法投棄の防止

3-1 次世代へ繋ぐ自然を守る

- 3-1-1 すぐれた自然の保全
- 3-1-2 生態系の保全

3-2 人と自然とのふれあいを推進する

- 3-2-1 ふれあいの場の確保
- 3-2-2 ふれあいの機会の創出

4-1 きれいな水環境を守る

- 4-1-1 監視体制の充実
- 4-1-2 発生源対策の推進

4-2 さわやかな空気を守る

- 4-2-1 監視体制の充実
- 4-2-2 発生源対策の推進
- 4-2-3 自動車排ガス対策の推進

4-3 まちの静けさを守る

- 4-3-1 監視体制の充実
- 4-3-2 発生源対策の推進
- 4-3-3 交通騒音・振動対策の推進

4-4 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する

- 4-4-1 監視体制の充実
- 4-4-2 発生源対策の推進
- 4-4-3 化学物質対策の推進

4-5 快適な生活環境を創る

- 4-5-1 水と緑のネットワークの形成
- 4-5-2 景観の形成と美観の維持

5-1 環境教育・学習を推進する

- 5-1-1 環境情報の共有化
- 5-1-2 環境教育・学習の充実

5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する

- 5-2-1 自主的行動の推進
- 5-2-2 協働・連携の推進

## 第2節

## 環境の現況と施策の展開

前計画では、「ともに育み未来につなぐ 水清く緑あふれる 環境共生都市 きたかみ」を望ましい環境のすがたとして掲げ、各種の環境施策を展開し、環境の保全と創造に努めてきました。

### 主な施策

#### 【基本目標 1】

- 住宅用太陽光発電設備設置費補助
- 公共施設への太陽光発電設備の導入
- 公用車の電気自動車・ハイブリッドカーへの切替
- エネルギーの地産地消

#### 【基本目標 3】

- 森林の保全（下刈、間伐等）
- 環境保全型農業の支援
- 遊休農地の適正利用促進
- 自然とふれあうイベントの開催

#### 【基本目標 5】

- 子どもエコチャレンジの実施
- 出前講座の実施
- 花いっぱい運動の推進
- 地域計画に基づく環境保全活動への補助

#### 【基本目標 2】

- ごみ減量専任指導員の設置
- 30・10 運動の推進
- 一般廃棄物処理の広域化
- 集団資源回収団体への補助金交付

#### 【基本目標 4】

- 法令に基づく立入検査
- 法の基準に上乘せした環境保全協定の締結
- 専任環境監視員の設置
- 汚水処理施設の整備



現在、地球温暖化の進行による気候変動、廃棄物問題、生物多様性の危機など、前計画で解決できなかった課題や新たな課題が生じています。本計画では、こうした課題に対処していくための施策の方向性を示していくことが求められます。

### 環境に関する意識調査（令和2年度）



住んでいる周辺の環境について10年前とどう変わったか比較した調査では、「変わらない」が53.7%と最も多くなりました。

「良くなっている」「やや良くなっている」と回答した市民の意見としては「道路や下水道の整備状況が良かった」「商業施設が増えた」が見られました。一方「悪くなっている」「やや悪くなっている」と回答した市民の意見としては「住宅が増えてうるさい」「交通量が増えてうるさい」という意見が見られました。

前計画の目標の達成状況は次の表の通りです。

指 標		令和元年度実績	目標値 (令和2年度)
<b>基本目標1 健康で安全・快適に暮らせるまち</b>			
1-1 きれいな水環境を守る	類型指定河川のBOD値環境基準達成率	100%	100%
	市内中小河川のBOD値におけるA類型基準達成率	100%	100%
	地下水の環境基準達成率	94.1%	98.0%
	汚水処理施設水洗化率(下水道施設・農業集落排水処理施設・コミュニティプラント)	94.0%	94.7%
	汚水処理接続率(世帯)	81.6%	75.9%
	合併処理浄化槽普及率	7.5%	7.1%
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(排水)	100%	100%
1-2 さわやかな空気を守る	二酸化窒素濃度の環境基準達成率 (岩手県一般環境大気測定局・芳町局)	100%	100%
	有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%
	大気中のダイオキシン類濃度	0.0043pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	悪臭苦情の解決率	100%	100%
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(ばい煙等・悪臭)	92.3%	100%
1-3 まちの静けさを守る	自動車騒音常時監視測定結果の環境基準達成率	96.5%	97.5%
	一般環境騒音の環境基準達成率	98.1%	100%
	新幹線鉄道騒音の環境基準達成率	11.1%	改善
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(騒音)	100%	100%
1-4 安全な土壌環境を守る	環境保全型農業直接支払交付金実施面積 (化学合成肥料及び農薬5割低減の農地)	175ha	367ha
	地下水の環境基準達成率(再掲)	94.1%	98.0%
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(土壌・地下水)	100%	100%
1-5 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する	有害大気汚染物質の環境基準達成率(再掲)	100%	100%
	大気中のダイオキシン類濃度(再掲)	0.0043pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	ダイオキシン類排出基準適合率 (ダイオキシン類対策特別措置法特定施設)	100%	100%
	地下水の環境基準達成率(再掲)	94.1%	98.0%
	アスベスト排出等作業現場周辺の敷地境界基準適合率	100%	100%
1-6 快適な生活環境を創る	市民一人当たりの都市公園面積	18.0m <sup>2</sup>	16.0m <sup>2</sup>
	公共施設(市役所本庁舎)の緑視率(路上に立った人の視野に占める草木の緑の割合)	25.1%	30.0%
	指定文化財件数	167件	170件
	きたかみ景観資産の認定数	114件	115件
	清潔なまちであると感じている市民の割合	77.46% (H30)	75.0%

基本目標2 恵み豊かな自然と共に生きるまち				
2-1 豊かな自然環境を保全する	森林面積	24,895ha	25,015ha	
	農業振興地域の面積 (農用地区域/農振白地区域)	8250.7ha/ 14,604.3ha	8,139ha/ 14,716ha	
	荒廃農地面積	12ha	8ha	
	鳥獣保護区	2,416ha	2,416ha	
	自然保護団体数	16団体	16団体	
	野生生物の種類 植物 脊椎動物(ほ乳類/鳥類/爬虫類/両生類/魚類・円口類) 節足動物(昆虫類/甲殻類/クモ類) 軟体動物(陸生貝類/淡水産貝類)	現状維持	現状維持	
2-2 人と自然とのふれあいを推進する	森林保全及び緑化推進関係イベント参加者数	858人	800人	
	緑などの自然環境に満足している市民の割合	89.5% (H30)	89.0%	
基本目標3 環境負荷の少ない循環型のまち				
3-1 3Rを推進する	ごみの総排出量	26,007t/年	23,100t/年	
	一人1日当たりのごみ排出量	768g/人・日	686g/人・日	
	リサイクル率	17.3%	23.0%	
	事業系生ごみリサイクル量	223t/年	400t/年	
	最終埋立量	1,347t/年	1,000t/年	
	集団資源回収量	926t/年	1,5000t/年	
3-2 適正処理を推進する	不法投棄処理量	4.2t	3.0t	
	清潔なまちであると感じている市民の割合(再掲)	77.46% (H30)	75.0%	
基本目標4 地球の未来を考え行動するまち				
4-1 地球温暖化を防止する	二酸化炭素排出量	995t	1,115千t	
	一世帯当たり年間CO2排出量	4.91t	3.83t	
	太陽光発電量	3,454万kwh	2,000万kwh	
4-2 オゾン層保護・酸性雨対策を推進する	降雪中のpH値	pH5.74	監視を継続する	
基本目標5 すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち				
5-1 環境教育・学習を推進する	環境学習講座受講者数	624人	450人	
	緑の少年団登録数	4団体	5団体	
	こどもエコクラブ登録数	2団体	1団体	
5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する	市民と行政の協働体制づくりに対する市民満足度 (6段階評価)	3.89 (H30)	増加	
	地域清掃参加者 (公衆衛生組合連合会主催)	26,091人	25,500人	
	花いっぱい運動取組団体数	219団体	220団体	
	いわて地球環境にやさしい事業所認定数	18事業所	22事業所	
	エコショップ認定店数	18店舗	19店舗	

●令和元年度指標達成割合	
基本目標1	58.6%
基本目標2	75.0%
基本目標3	12.5%
基本目標4	75.0%
基本目標5	50.0%
<b>合計</b>	<b>60.8%</b>

※達成割合の算出方法

令和2年度目標値を達成した指標の数÷指標の総数

(基本目標ごとに算出)

前計画の指標の達成割合は、全体で60.8%となりました。

基本目標1については、騒音や土壌環境に関する指標の達成割合が低く、全体で58.6%の達成割合でした。道路や住宅地、鉄道沿線の一部区域において、交通量の増加、工場からの騒音、新幹線速度の上昇や、環境基準\*を達成できない地点があったことが要因です。

基本目標2については、森林伐採により森林面積が減少したこと、再生した農地以上に遊休化する農地が発生したことにより、未達成の指標が2つありました。その結果、全体で75.0%の達成割合でした。

基本目標3については、全体で12.5%の達成割合でした。企業進出や世帯数の増加によりごみの排出量が増加したことや、少子・高齢化による集団資源回収活動者の減少、ペットボトルなどの容器の軽量化など、複数の要因によって目標未達成の指標が多くなりました。

基本目標4については、全体として75.0%の達成割合でした。世帯数の増加により、各家庭からのCO2排出量が増加したことが要因と考えられます。

基本目標5については、全体として50.0%の達成割合でした。少子高齢化による取組団体数の減少などが要因と考えられます。

前計画では解決できなかった課題に対処していくため、計画の見直しが求められます。

## 基本目標 1

## 地球環境に配慮した暮らしをするまち

### 1-1 気候変動を緩和する



#### 環境目標

省エネルギーの推進・再生可能エネルギー導入促進により温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化による気候変動の緩和に努めます。

#### 環境指標

項目	現 状		目標値（令和7年度）
	現状値	年度	
住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金※1 申請件数（新築・既築）	57 件/年	R 1	100 件/年
市の事務・事業により排出される温室効果ガス排出量※2	5,555 t/年	R 1	5,221 t/年

※1 太陽光発電設備、太陽熱利用設備または蓄電設備を新たに設置した市民に対し、設置費用の一部を助成する北上市の補助金  
 ※2 北上市役所地球環境にやさしい行動計画の対象施設からの排出量

#### 現状と課題

各国において地球温暖化対策を行うも、地球温暖化は年々進行しており、それにより異常気象が世界中で多発しています。気候の変動は生物の生息状況、農林業、漁業、自然災害など、様々な分野に悪影響を与えており、世界的な問題となっています。

### 1 地球温暖化の現状

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上昇することにより、地球の平均気温が上昇する現象です。気象庁によると、令和元年の日本の年平均気温は、平年（昭和56年から平成22年）より0.92℃高く、統計開始以降、最も高い数値となりました【図表1-1-1】。日本の年平均気温は上昇を続けており、100年あたり1.24℃の割合で上昇しています。



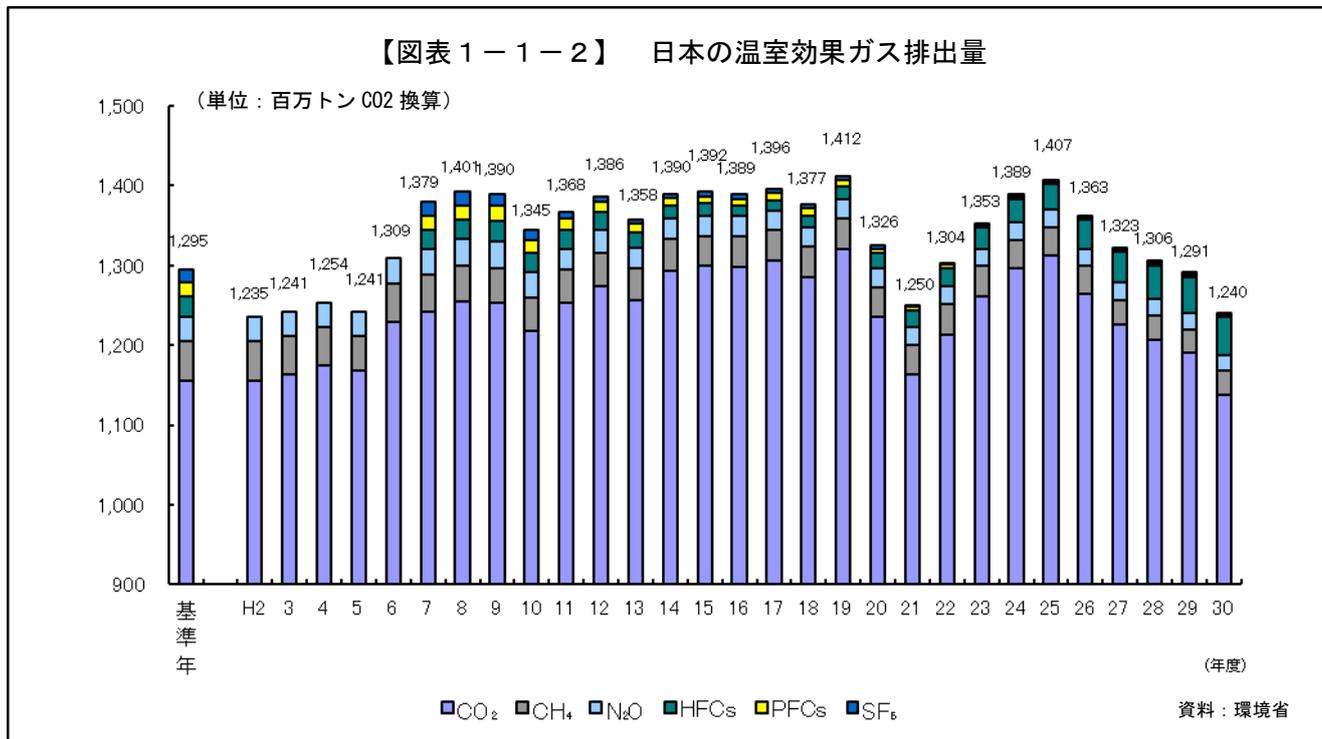
### 2 温室効果ガスの排出状況

地球温暖化が深刻化する中、世界では2015年に、地球規模の環境の危機を反映し、国連持続可

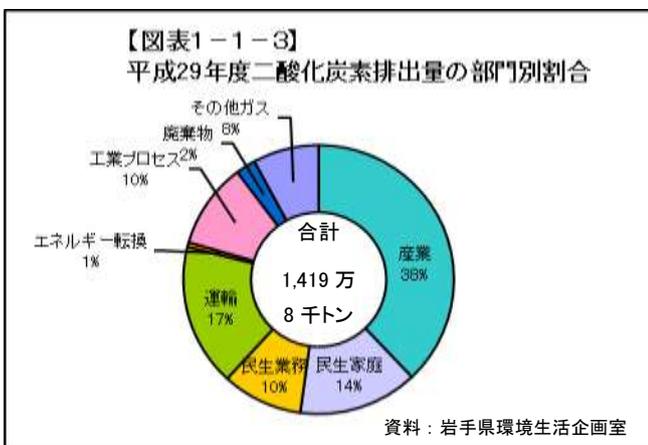
能な開発サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。また、同じく2015年、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、すべての国と地域が参加する温室効果ガス\*排出削減のための新たな枠組みである「パリ協定」も採択されました。

これらを受け、国は令和2年に、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするというカーボンニュートラルの実現を表明しました。

日本の平成30年度の温室効果ガス排出量は、12億4000万トン（二酸化炭素換算）で、前年度に比べて5,000万トン（3.9%）減少し、平成2年度比では2.8%減少しました。平成26年度以降、5年連続で減少しています。温室効果ガス排出量のうち、91.7%（11億3,800万トン）を二酸化炭素が占めています【図表1-1-2】。

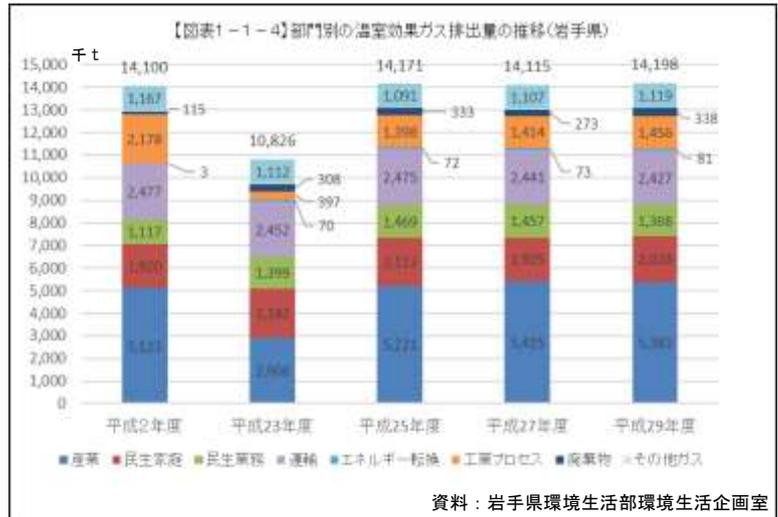


県では、令和2年度の二酸化炭素排出量を平成2年度比で25%削減することを目標としてきましたが、平成29年度の排出量は1,419万8,000トンで、平成2年度より0.7%（9万7,000トン）増加しました。森林吸収及び再生可能エネルギー導入による削減効果を考慮した平成29年度の温室効果ガス排出量は1,266万9,000トンで、平成2年度比で143万2,000トンの減少でした。



部門別の排出内訳では、我々のライフスタイルと密接な関わりがある民生部門及び運輸部門が

全体の 41%を占めています【図表 1-1-3】。経年別に見ると、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響で、平成 23 年度の産業部門の温室効果ガス排出量が大きく減少しています。その後産業活動が回復し、平成 25 年度以降の産業部門は平成 2 年度よりも排出量が多くなりました。また、民生家庭、民生業務、運輸は震災の影響をあまり受けず、ほぼ横ばいの推移となっています【図表 1-1-4】。



平成29年度の市内における温室効果ガス排出量は99万5,000トンで、平成2年度の80万9,000トンより18万9,000トン増加しています。主に、民生部門の増加が要因です【図表 1-1-5】。民生業務部門は平成2年度の8万1,000トンから平成29年度は16万2,000トンに増加しており、民生家庭部門は10万4,000トンから18万

【図表 1-1-5】平成2年と平成29年の部門別温室効果ガス排出量(北上市)

部門	排出量(千 t)		増減量(千 t)	増減率(%)
	平成2年	平成29年		
産業	472	457	-15	-3%
民生家庭	104	184	80	77%
民生業務	81	162	81	100%
運輸	148	190	42	28%
廃棄物	4	2	-2	-50%
合計	809	995	186	23%

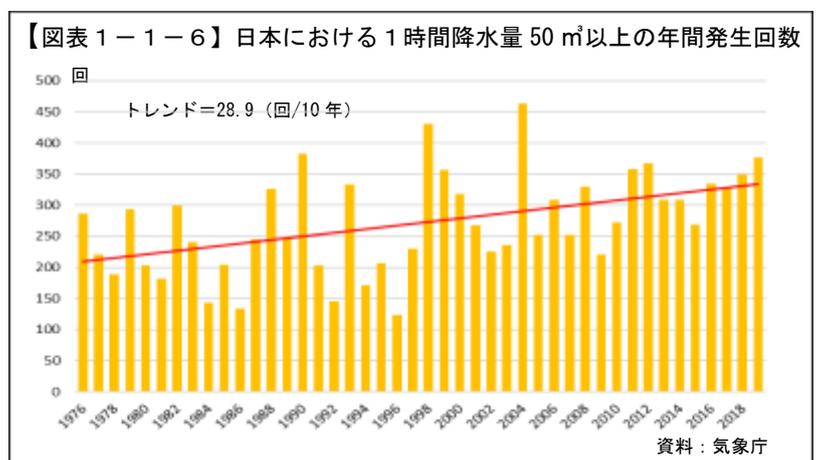
資料：環境省

4,000トンに増加しています。これは、企業誘致の推進により本市に誘致された企業数の増加や、核家族化の進行により1世帯あたりの排出量が増加していると考えられます。

一方、産業部門では平成2年度の47万2,000トンから平成29年度は45万7,000トンまで減少しています。製造業からの温室効果ガス排出量の減少が要因で、製造に係る技術革新や高効率化などの企業の削減努力の効果が見られます。

### 3 気候変動の現状

地球温暖化による気候の変動は集中豪雨などを引き起こし、生態系や食料生産へも悪影響を与えています。日本においては、1時間あたりの降水量が50mm以上だった日の年間発生回数が増加しており【図表 1-1-6】、令和元年の台風19号、20号による記録的な大雨など豪



雨による甚大な被害が発生しています。

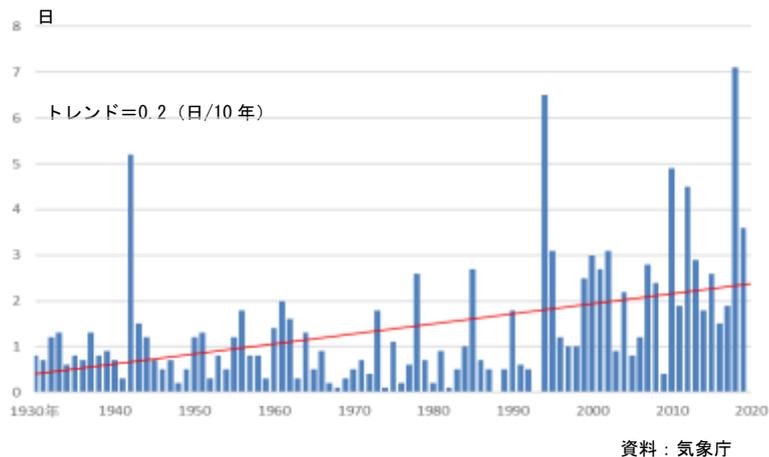
真夏日と猛暑日の日数も増加しており、猛暑日は10年あたり0.2日の割合で増加しています【図表1-1-7】。

国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)\*第五次報告書において示されたRCP8.5シナリオ\*を用いた気候予測では、21世紀末の猛暑日の年間日数が増加し、特に沖縄・奄美では年間で54日程度増加することが推測されています。本市

では、平成25年度に北上市再生可能エネルギー活用推進計画を策定し、公共施設への太陽光発電設備やLED照明等の省エネルギー設備の導入、エネルギーマネジメント事業の推進、住宅への太陽光・太陽熱発電設備の導入促進等に力を入れてきました。また、平成26年度に設置した北上第1・第2ソーラー発電所の売電収益をエネルギー関連事業に投資し、温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。

気候変動は環境へ与える影響の範囲が大きく、世界全体の気候変動対策の推進は喫緊の課題です。本市は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー導入促進といった施策を継続的に展開し、気候変動の緩和を地方から支えていきます。

【図表1-1-7】日本における日最高気温35℃以上の年間日数(猛暑日)



◆施策の展開

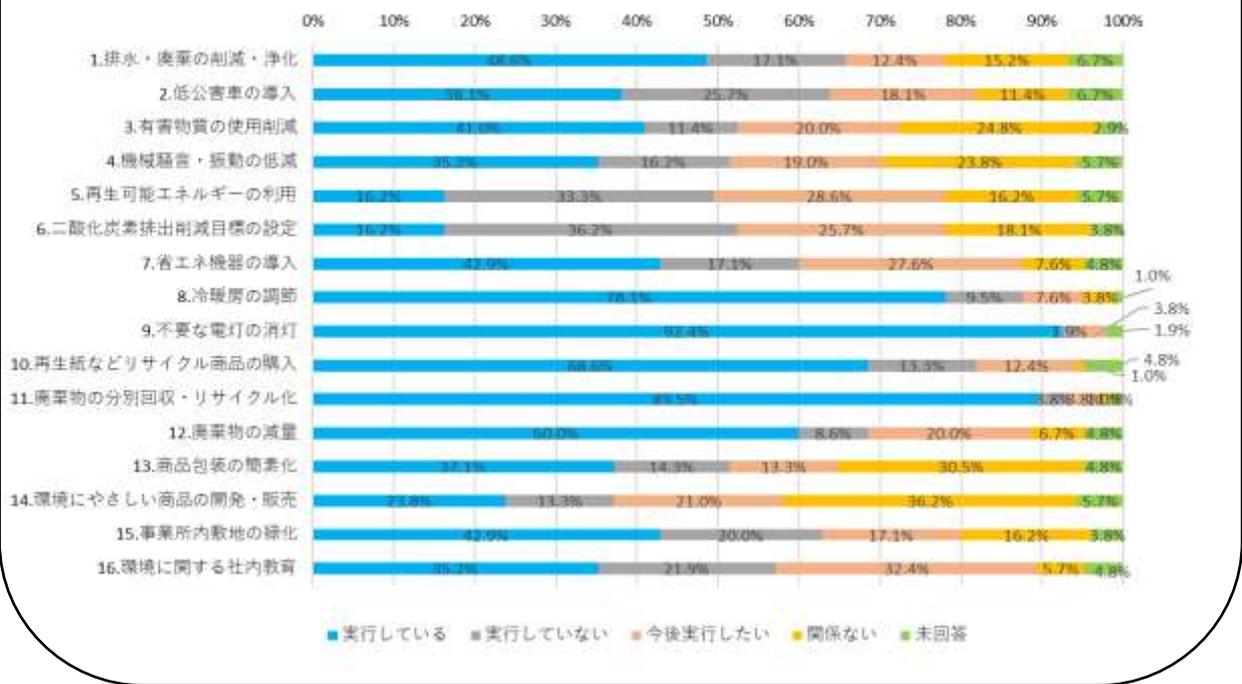
施策の方向	主な取り組み	担当課
1-1-1 温暖化・気候変動に関する知見の普及	<p>◇地球温暖化・気候変動に関する情報収集を行い、市民等へ環負荷の少ない行動についてお知らせします。</p> <p>◇地球温暖化・気候変動に関する環境教育・学習の充実に努めます。</p>	<p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p>
1-1-2 省資源・省エネルギーの推進	<p>◇環境関連イベントや市ホームページにより、地球温暖化防止に向けた環境配慮行動の普及啓発を図ります。</p> <p>◇公用車への次世代自動車*の導入を促進し、ガソリン車からの転換を図ります。</p> <p>◇次世代自動車の普及について国の動向を注視しながら調査・研究します。</p> <p>◇クールビズを推進します。</p> <p>◇スマートワーク*を推進します。</p> <p>◇廃棄物の発生抑制と分別の徹底により、焼却に伴う温室効果ガス*の排出を抑制します。</p> <p>◇建築物の高断熱化、省エネルギーを推進します。</p> <p>◇公共施設の高断熱化、省エネルギーを推進します。</p> <p>◇エネルギーマネジメントシステムの活用を推進します。</p> <p>◇北上第1・第2ソーラー発電所の電力を市の公共施設で使用することにより、エネルギーの地産地消を推進します。</p>	<p>環境政策課</p> <p>財政課</p> <p>環境政策課</p> <p>財政課</p> <p>総務課</p> <p>環境政策課</p> <p>都市計画課</p> <p>施設管理所管課</p> <p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p>
1-1-3 再生可能エネルギーの導入促進	<p>◇一般家庭への太陽光発電・太陽熱利用設備の導入を促進します。</p> <p>◇公共施設へ太陽光発電設備を積極的に導入します。</p> <p>◇木質バイオマス*資材として原木の供給を支援します。</p>	<p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p> <p>農林企画課</p>
1-1-4 吸収源対策の推進	<p>◇森林経営管理法に基づき、市内私有林の適正管理を推進します。</p> <p>◇古紙リサイクルの推進により森林資源の有効的な利用を図ります。</p>	<p>農林企画課</p> <p>環境政策課</p>
1-1-5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進	<p>◇フロン排出抑制法に基づき、庁内機器からのフロン類*の漏えいを防止します。</p> <p>◇フロン排出抑制法の周知により、フロン類の大気中への排出を防止します。</p> <p>◇オゾン層破壊、保護や酸性雨に関する情報収集を行い、市民へその情報を提供し、オゾン層保護、酸性雨対策を推進します。</p> <p>◇酸性雨（雪）の状況を把握し、その結果を公表します。</p> <p>◇事業所からのばい煙の排出状況を確認し、適切な指導を行います。</p>	<p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p>

◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇電気や水、燃料の節約やごみの削減に努め、環境に優しい暮らしを实践する。</li> <li>◇自転車、徒歩による移動を心がけ、自家用車の利用を自粛する。</li> <li>◇自家用車を購入するときは次世代自動車を選択する。</li> <li>◇自家用車を利用するときは、ふんわりブレーキ・アクセルなどエコドライブ<sup>*</sup>を实践する。</li> <li>◇太陽光や太陽熱を活用した設備を導入する。</li> <li>◇家電製品を購入するときは、省エネルギー性能に優れた製品を選択する。</li> <li>◇冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコンなどは家電リサイクル法に基づいて適正に処分する。</li> <li>◇日用品などを購入するときは、エコマーク<sup>*</sup>やグリーン購入適合マークのある製品を選択する。</li> <li>◇買い物の際はマイバッグを持参する。</li> <li>◇住宅を新築、増改築するときは、高气密、高断熱化により省エネルギー性を高める。</li> <li>◇宅配便などを受け取るときは、再配達にならないよう心掛ける。</li> <li>◇所有している森林の除間伐及び造林を行う。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇社用車を購入するときは次世代自動車を選択する。</li> <li>◇輸配送を効率的に行い、必要に応じて鉄道輸送など環境負荷の少ない輸送に転換する。</li> <li>◇車両を運行するときはエコドライブ<sup>*</sup>を实践する。</li> <li>◇省エネルギー性能に優れた設備を導入する。</li> <li>◇太陽光や太陽熱といった再生可能エネルギーや、排熱などの未利用エネルギーを積極的に活用する。</li> <li>◇業務用冷凍冷蔵機器やエアコンなどは、フロン排出抑制法に基づき適正に管理・処理する。</li> <li>◇4Rの推進により廃棄物を減らす。</li> <li>◇環境マネジメントシステム<sup>*</sup>を構築し、事業活動に伴う環境負荷を低減する。</li> <li>◇従業員への環境教育を実施し、職場及び家庭内での環境配慮行動を促進する。</li> </ul>

環境に関する意識調査（令和2年度）

事業者の環境保全行動への取り組み状況の調査では、「電灯の消灯」、「廃棄物の分別回収・リサイクル化」、「冷暖房の調節」の順に取り組んでいる事業者が多い結果となりました。



## 1-2 気候変動に適応する



### 🌿環境目標

気候変動によって生じる被害の回避・軽減のため、生活様式の転換や災害対策の強化を行います。

### 🌿環境指標

項目	現 状		目標値（令和7年度）
	現状値	年度	
自主防災組織における防災訓練等の実施率	60.2%	R 1	70% （総合計画目標値）
危険区域、避難場所、避難ルートを知っている市民の割合	46.0%	H30	60% （総合計画目標値）

### ◆現状と課題

地球温暖化の影響により、近年、真夏日や猛暑日の増加、水温の上昇、集中豪雨等が増加してきていることから、現在、私たちは急激な気候変動に晒されています。温室効果ガスを削減し気候変動自体を緩和しつつ、今後さらに深刻化する気候変動に合わせて、生活や行動、社会を自ら変化させ、安定的に暮らしを持続させる活動が求められています。

## 1 気候変動の現状

地球温暖化により地球の気温は上昇を続け、気候が変動しています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第五次報告書において、現在以上の温暖化対策を取らないRCP8.5シナリオでは、今世紀末（2081年～2100年）の地球の年平均気温は、前世紀末（1986年～2005年）と比較し2.6℃から4.8℃上昇すると予測されています。このまま地球の気温が上昇し続けると、地球環境や人間の健康、経済活動など、多分野でのリスクが増大します。【図表1-2-1】。

【図表1-2-1】 気温が上昇を続けた場合のリスク

高潮や沿岸部の洪水、海面上昇による健康被害や生計崩壊のリスク
大都市部への内水氾濫による人々の健康障害や生計崩壊のリスク
極端な気象現象によるインフラ機能停止
熱波による死亡や疾病
気温上昇や干ばつによる食料不足や食料安全保障の問題
水資源不足と農業生産減少
陸域や淡水の生態系、生物多様性がもたらす、さまざまなサービス損失
同じく海域の生態系、生物多様性への影響

資料：IPCC 第5次評価報告書

現在世界中で、熱中症の増加や農作物の品質低下、自然災害の発生など、私たちの健康や生活、経済を脅かす多くの問題が引き起こされており、今後それらが悪化していくと予想されています。現在の状況として、地球温暖化対策を行っても気温の上昇を完全に止める術はありません。そのため、再生可能エネルギーの導入、廃棄物の削減などにより温室効果ガス排出量を可能な限り削減しながら、高温、豪雨、干ばつなどの気候変動に適応するよう、生活を見直していく必要があります。

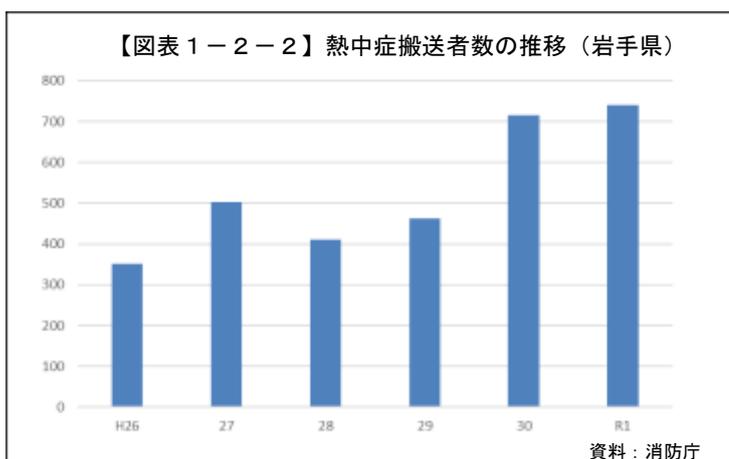
## 2 気候変動への適応

国は、すでに起きている、またはこれから起こる気候変動へ適応するため、平成30年に気候変動適応法を制定し、国や地方公共団体等の各主体が気候変動適応推進のために担う役割を定めるとともに、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、同法に基づき気候変動適応計画を同年に策定しました。

気候変動の影響が拡大する中、農業においては、作物の高温耐性品種の開発・普及、防災面では、豪雨による水害を防止するための河川や堤防の整備、健康面では熱中症予防のための対処法の普及啓発等、日本各地で各分野におけるの適応策がすでに実施されています。

岩手県における熱中症搬送者は、その年の気候にも左右されるものの増加傾向にあり【図表1-2-2】、気候変動による健康への影響が見てとれます。本市においては、農作物への影響はまだ確認されてい

ませんが、猛暑による熱中症や豪雨による自宅からの避難など影響を受けており【図表1-2-3】、熱中症対策や洪水等の対策に力を入れていく必要があります。また、気候変動による災害の頻発化・激甚化に伴い、災害時の安定的な廃棄物処理対策も講じていく必要があります。



◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
1-2-1 温暖化・気候変動に関する知見の普及	<p>◇地球温暖化・気候変動に関する情報収集を行い、市民等へ環境負荷の少ない行動について周知します。</p> <p>◇地球温暖化・気候変動に関する環境教育・学習の充実に努めます。</p>	<p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p>
1-2-2 災害対策の推進	<p>◇避難路や避難所等の整備を行います。</p> <p>◇防災マップを活用し、市民に災害危険箇所や避難場所等を周知するとともに、防災に関する学習の機会をつくり、自主防災意識の啓発を図ります。</p> <p>◇広報やホームページなどを通じ、平常時から避難に関する広報活動を行います。</p> <p>◇市民が災害時に的確な避難行動がとれるよう訓練を行います。</p> <p>◇既存の地域コミュニティを中心として、自主的かつ組織的に防災活動を実施する自主防災組織の育成に努めます。</p> <p>◇災害時の廃棄物処理システムの強靱化を図ります。</p>	<p>施設管理所管課</p> <p>消防防災課</p> <p>消防防災課</p> <p>消防防災課</p> <p>消防防災課</p> <p>環境政策課</p>

◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<p>◇洪水や土砂崩れなどの災害に備え、避難場所や避難経路の確認をしておく。</p> <p>◇防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>◇災害に備えて水や食料、生活必需品を備蓄しておく。</p> <p>◇熱中症にならないよう、天気予報などで熱中症情報を確認する。</p> <p>◇扇風機やエアコンを上手に利用して室温を調節し、無理のない範囲で熱中症を予防する。</p> <p>◇外出時は日傘や帽子の利用、こまめな休憩により熱中症対策をする。</p> <p>◇冷暖房機器はエネルギー効率の高い物を選択して購入する。</p> <p>◇気温が高い時期はクールビズにより涼しい服装で勤務する。</p>
事業者	<p>◇洪水や土砂崩れなどの災害に備え、防災訓練を実施する。</p> <p>◇従業員が熱中症にならないよう労務環境を整備する。</p> <p>◇従業員へクールビズを呼びかける。</p>

## 基本目標2

## 限りある資源を有効に利用するまち

### 2-1 4Rを推進する



#### ✿環境目標

持続可能な循環型社会\*を目指し、4R（リフューズ＝断る、リデュース＝発生抑制、リユース＝再利用、リサイクル＝再生利用）を広く浸透させるよう努めます。

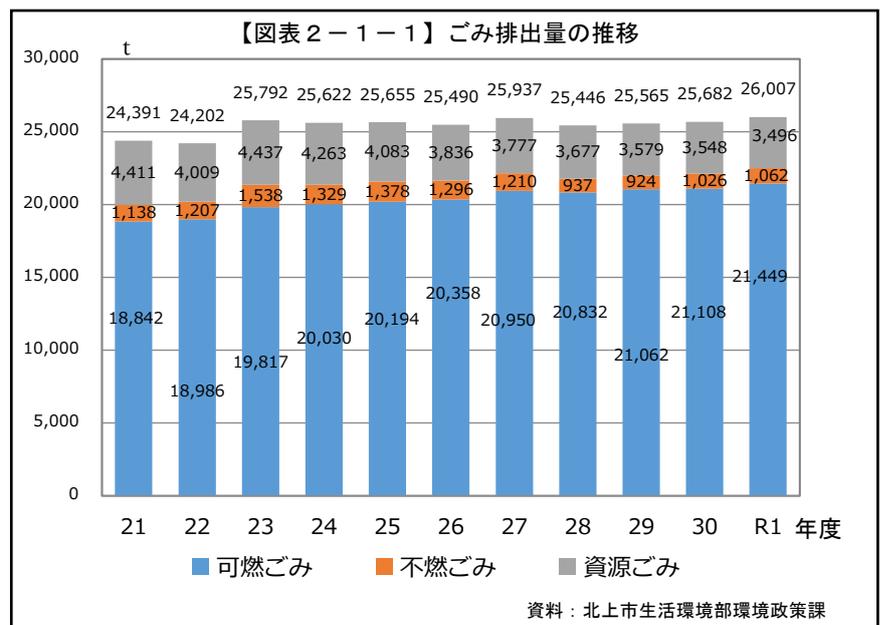
#### ✿環境指標

項目	現 状		目標値 (令和7年度)
	現状値	年度	
一人1日当たりのごみ排出量	665g/人・日	R 1	651g/人・日
リサイクル率※	38.0%	R 1	38.5%
最終埋立量	1,363t/年	R 1	1,238t/年
一人1日当たりの家庭系食品ロス量	40g/人・日	R 1	35g/人・日

※事業系資源ごみ及び焼却灰を含む

#### ◆現状と課題

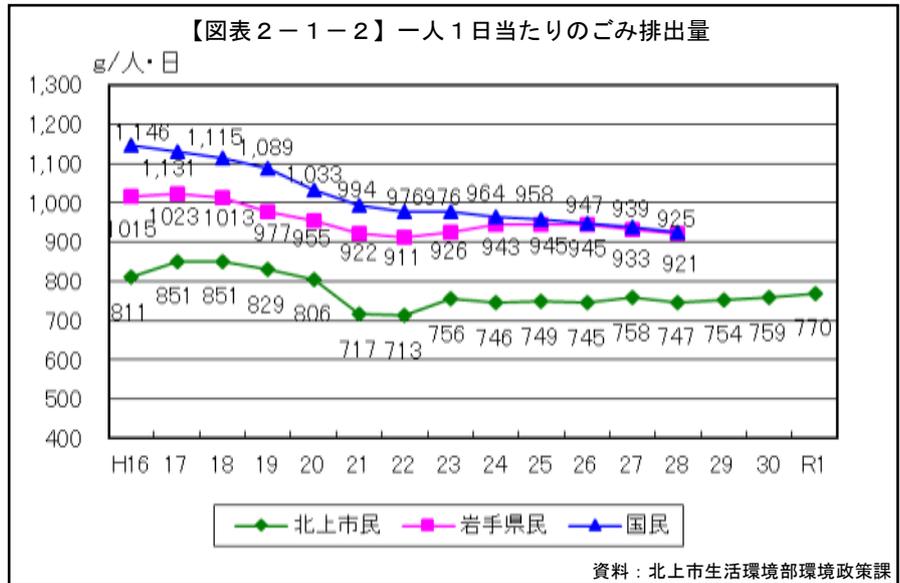
これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動が環境負荷を増大させ、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題を招いています。そのため、わが国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、地域循環共生圏による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、そ



の実現に向けて概ね2025年までに国が講ずるべき施策を示しています。

## 1 ごみ排出量の推移

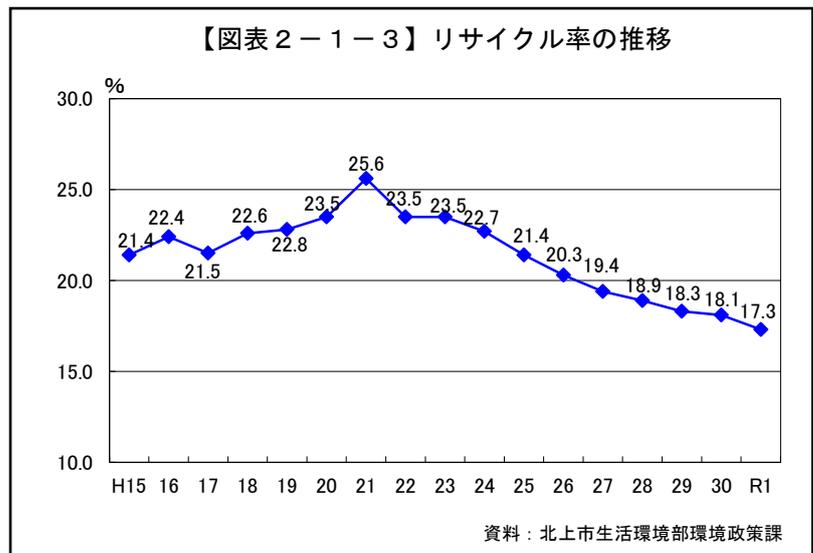
本市における一般廃棄物の排出量は、平成20年度のごみ袋手数料化により一旦は減少に転じましたが、その後細かい増減を繰り返し、令和元年度は26,007tとなり、直近10年間で最大の排出量となりました【図表2-1-1】。しかしながら、市民一人1日当たりのごみ排出量は770グラムで、岩手県や国の平均よりもごみ排出量が少ない水準となっています【図表2-1-2】。



ごみ排出量の削減のため、30・10運動の推進による食品ロスの削減など、より一層の取り組みが必要となります。

## 2 リサイクル率の推移

本市では、家庭ごみの減量が進まないことを受け、平成18年度に市内でごみ減量地域説明会を開催し、資源ごみの分別方法などについて説明を行いました。その結果、分別収集と集団資源回収で集められた資源ごみのリサイクル率は増加に転じ、ごみ袋手数料化の影響もあり、平成21年度のリサイクル率は25.6%とピークに達しましたが、その後は、インターネットや電子書籍等の普及といったペーパーレス化による紙類の減少や、容器の軽量化、市内店舗による資源ごみの店頭回収の浸透などにより、集団資源回収や集積所で回収する紙類、缶類、びん類などの資源ごみ量は減少しています【図2-1-3】。

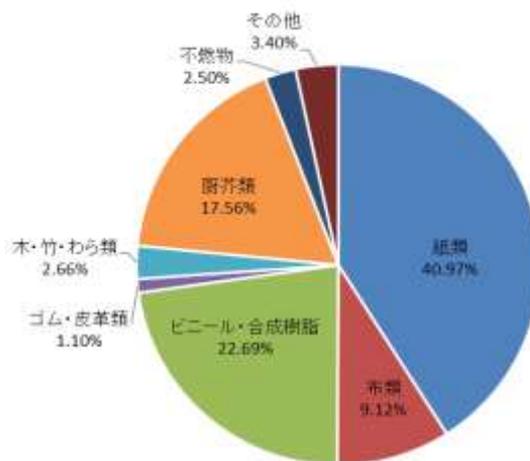


可燃ごみの組成について見ると、紙類や厨芥類など、資源や堆肥化できるごみが多く含まれており【図表2-1

ー 4】、更なる分別の徹底が必要です。

本市はこれまで、家庭系ごみ・事業系ごみの排出量の削減とリサイクル率の向上のため、多様な施策を展開してきましたが【図表 2-1-5】、それでもなお、近年はごみの排出量が増加傾向にあります。限りある資源を有効に利用し、持続可能な社会を構築するために、市民・事業者・行政などすべての者が連携し、4R（リフューズ＝断る、リデュース＝発生抑制、リユース＝再利用、リサイクル＝再生利用）を基調とした生活様式の転換を一層推進していく必要があります。

【図表 2-1-4】可燃ごみの組成（平成 30 年度）



資料：北上市生活環境部環境政策課

【図表 2-1-5】ごみ減量・リサイクル推進の取り組み

平成 5 年	ごみ減量検討委員会開催（資源ごみの分別収集・集団資源回収の推進・ごみ袋の透明化）
平成 6 年	モデル地区で資源ごみの分別回収を実施（びん・缶・ペットボトル・トレイ）
平成 7 年	市内全域で資源ごみの分別回収を開始
平成 8 年	資源ごみの分別品目拡大（紙類・布類を追加）
平成 10 年	指定ごみ袋制を導入
平成 13 年	資源ごみの分別品目拡大（プラスチック製容器包装類を追加） 事業系生ごみコンポスト処理*経費の補助制度を導入 家庭用電動生ごみ処理機購入費の補助制度を導入
平成 16 年	事業系資源ごみの市清掃事業所への搬入規制を実施
平成 18 年	ごみ減量地域説明会を開催（157 会場・10,086 人） ごみ減量専任指導員の配置（2 名）
平成 20 年	事業系ごみ処理手数料改定 家庭ごみの手数料化を導入 資源ごみ常設ステーションを設置（4 ヶ所）
平成 26 年	小型家電、衣類等の拠点回収実施
平成 27 年	岩手中部クリーンセンター稼働 ごみアプリ配信開始
平成 30 年	ごみカレンダーの多言語化 30・10 運動の開始



◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
2-1-1 家庭系ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇4Rの普及・啓発に努めます。</li> <li>◇公衆衛生指導員やごみ減量専任指導員を設置し、ごみの減量や分別の徹底について指導します。</li> <li>◇レジ袋の利用削減、マイバッグの利用を働きかけます。</li> <li>◇生ごみの堆肥化を推進します。</li> <li>◇町内会や子ども会などによる資源ごみの集団回収を推進します。</li> <li>◇衣類や小型家電などの拠点回収を実施します。</li> <li>◇リサイクル商品や環境に配慮した商品に関する情報を収集し、消費生活展などで紹介します。</li> </ul>	環境政策課 環境政策課  環境政策課 環境政策課 環境政策課  環境政策課 環境政策課
2-1-2 事業系ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇エコショップ認定店*の拡大と、市民等への周知に努めます。</li> <li>◇ごみ減量指導員を設置し、ごみの減量や分別の徹底について指導します。</li> <li>◇リサイクル事業者の育成と情報の収集に努め、企業間のネットワークの構築を図り、ゼロエミッション*を推進していきます。</li> <li>◇事業系生ごみのコンポスト処理を推進します。</li> <li>◇30・10運動を推進します。</li> <li>◇公共工事に伴う資材の再資源化を推進します。</li> </ul>	環境政策課 環境政策課  環境政策課  環境政策課 環境政策課 公共工事所管課

◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇買い物に出かけるときはマイバッグを持参し、レジ袋は購入しない。</li> <li>◇過剰包装を断る。</li> <li>◇食材は計画的に購入し、食材の廃棄や食べ残しを減らす。</li> <li>◇生ごみは堆肥化处理し、ごみを減らす。捨てる場合は水切りをする。</li> <li>◇使えるものは修理して、長く、大切に使う。</li> <li>◇不用になったものはリサイクルショップやバザーを活用し、有効に利用する。</li> <li>◇エコマーク*認定商品やグリーン購入*適合商品など、環境に配慮した商品を優先的に選択して購入する。</li> <li>◇詰め替えや再利用が可能な商品、耐久性に優れた商品を優先的に選択して購入する。</li> <li>◇ごみの分別のルールを守り、資源になるものは資源ごみとして出す。</li> <li>◇宴会の際は30・10運動に取り組み、食品ロスを減らす。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇商品の包装を簡易にする。</li> <li>◇グリーン購入に取り組む。</li> <li>◇事業所から発生する生ごみは、堆肥化处理する。</li> <li>◇資材は、再生品や再利用可能なものを選択する。</li> <li>◇建設工事に伴う資材は再資源化する。</li> <li>◇製品の長寿命化を図り、廃棄時にリサイクルしやすい製品設計を行う。</li> <li>◇産業間での連携を図り、ゼロエミッションに取り組むなど、廃棄物の減量に取り組む。</li> </ul>

🌿環境目標

廃棄物の適正処理を推進し、環境汚染や人の健康への被害を未然に防止します。

🌿環境指標

項目	現 状		目標値（令和7年度）
	現状値	年度	
地域清掃参加者数(公衆衛生組合連合会主催)	26,091 人	R 1	26,000 人
不適正排出量	6.1t	R 1	3t

◆現状と課題

再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）されない廃棄物は、焼却や埋め立てなどにより処分する必要がありますが、集積所への不適正な排出や不法投棄、野外焼却など、不適正な処理が見受けられます。

廃棄物の不適正処理は、環境汚染等を通じて人々の健康や暮らしに影響を及ぼすとともに、循環型社会の形成を推進するうえで障害となります。

1 不適正排出

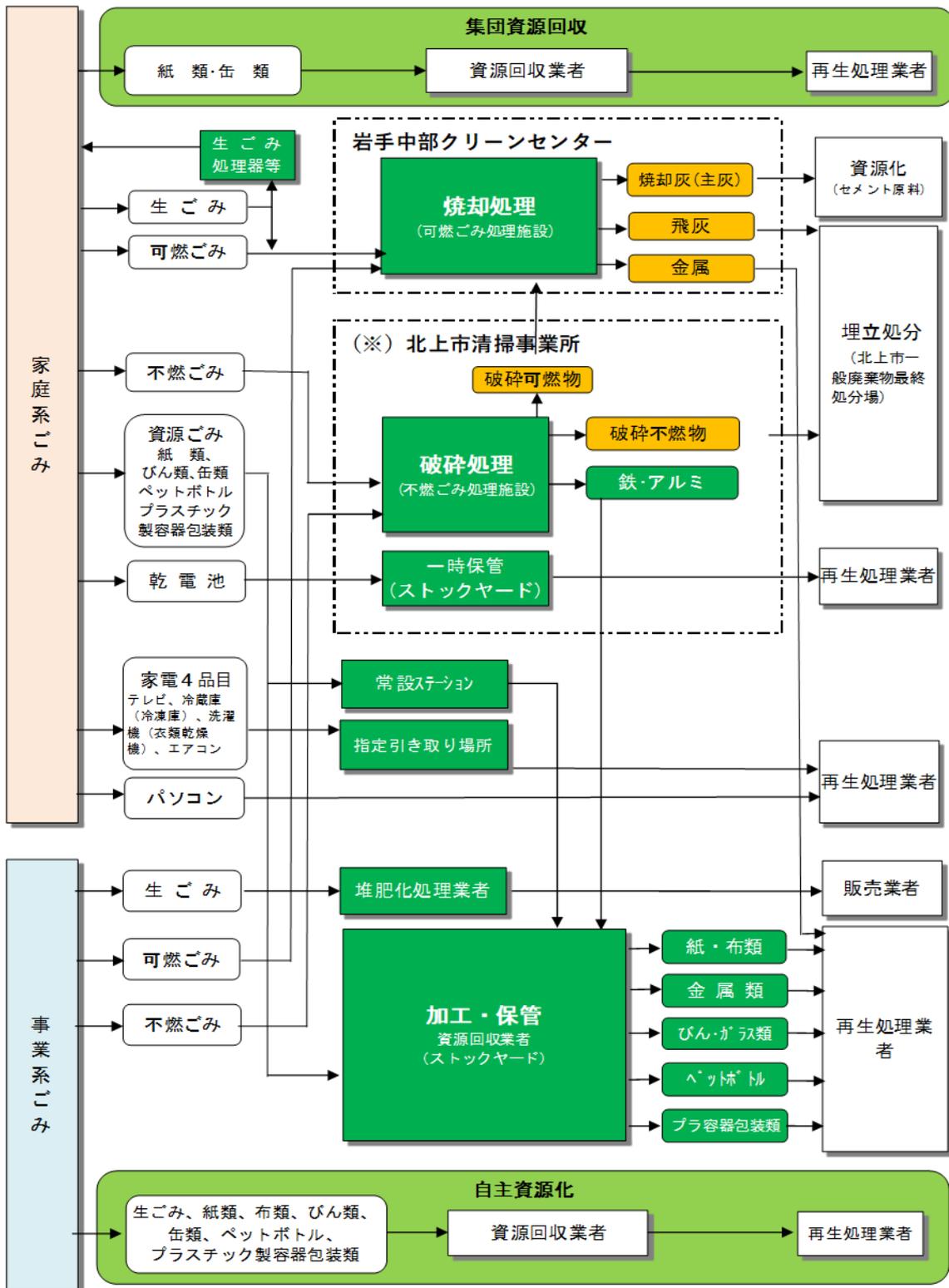
市内各所には、ごみ集積所（可燃・不燃）と資源ごみステーションが設置され、各地区とも可燃ごみについては週2回、不燃ごみについては月1回、資源ごみは月2回の収集日を設けています。

市では、資源ごみの常設ステーションの設置により営業時間の範囲内で資源ごみを常時受け入れたり、北上市ごみ百科の全戸配布やごみアプリの導入によりごみの捨て方や持ち込み場所などについて広く周知したり、市民の利便性が向上するよう努めてきましたが、未分別や収集対象外のごみが集積所に出されるなど、ごみ出しのルールが守られていない事例が後を絶ちません【図表2-2-1】。



市では、公衆衛生指導員やごみ減量専任指導員などの設置により、分別の徹底や不適正排出・処理の防止に努めているところですが、今後とも適正処理の推進に努めていく必要があります。

～北上市のごみ処理の流れ～



(※) 令和8(2026)年度以降、岩手中部広域行政組合で不燃ごみを広域処理することについて検討しています。

## 2 不法投棄

廃棄物の不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず、道路や山、空き地等に捨てる行為を指します。不法投棄は犯罪ですが、廃タイヤや家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられているテレビ・冷蔵庫・洗濯機など、市が収集していないごみを中心として、市内でも多数の不法投棄が確認されています。特に夜間、人の目に付きにくい場所に捨てられていることが多くなっています。

市は、不法投棄対策として、ごみ減量専任指導員によるパトロールや監視カメラの設置などを実施しています。また、地域や各種団体によるパトロール、清掃活動も実施されています。

しかしながら、不法投棄は後を絶たず【図表 2-2-2】、市内で不法投棄された廃棄物の令和元年度の処理量は、約 4.2 t となっています。

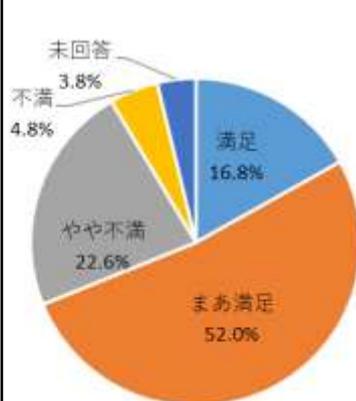
不法投棄対策として、不法投棄場所に看板や監視カメラの設置を行っています。一定の効果は見られますが、不法投棄は人目に付きにくい時間帯を狙って実行されることが多いため、継続して不法投棄防止に向けた取り組みを推進していく必要があります。

【図表 2-2-2】 不法投棄の事例

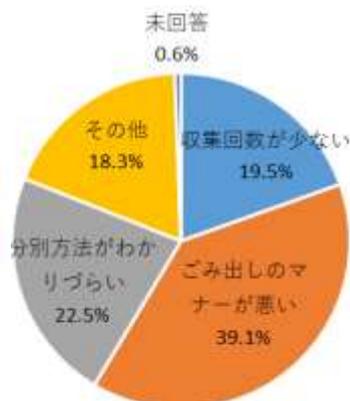


資料：北上市生活環境部環境政策課

周辺の環境についてどのように  
感じているか（廃棄物）



問題と感じていること（廃棄物）



### 環境に関する意識調査（令和2年度）

周辺の環境（分別回収やリサイクルなどのごみ処理対策）についてどのように感じているかの調査では、「まあ満足」「やや不満」「満足」「不満」の順に割合が多くなりました。

問題と感じていることは、「ごみ出しのマナーが悪い」「分別方法がわかりづらい」「収集回数が少ない」の順に多くなりました。

◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
2-2-1 処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ごみ集積所及び資源（常設）ごみステーションを適正に配置します。</li> <li>◇集合住宅への専用集積所の設置を促進します。</li> <li>◇不適正排出防止のため、公衆衛生指導員やごみ減量専任指導員が、ごみ集積所への適正な排出を指導します。</li> <li>◇農業系廃棄物の適正処理を推進します。</li> <li>◇各種リサイクル法の周知と適正な制度運用を図ります。</li> <li>◇ごみの出し方、分け方について周知徹底を図ります。</li> <li>◇関係自治体と連携し、可燃ごみ以外の廃棄物の広域処理を目指します。</li> </ul>	<p>環境政策課</p> <p>環境政策課 環境政策課</p> <p>農業振興課 環境政策課 環境政策課 環境政策課</p>
2-2-2 不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市民、事業者の意識啓発に努め、不法投棄を防止します。</li> <li>◇不法投棄が多発する土地の所有者（管理者）と連携して、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。</li> <li>◇監視カメラを設置するなど、不法投棄の抑止を図ります。</li> <li>◇不法投棄防止のため、公衆衛生指導員やごみ減量専任指導員が、不法投棄パトロールを実施します。</li> <li>◇不法投棄等の処理体制の整備を図ります。</li> </ul>	<p>環境政策課 環境政策課</p> <p>環境政策課 環境政策課</p> <p>環境政策課</p>

◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇収集日や分別などのごみ出しのルールを守る。</li> <li>◇家庭ごみの野焼きや簡易焼却炉での焼却をしない。</li> <li>◇家電リサイクル法の対象商品は、リサイクル券を購入し、適正に引き渡す。</li> <li>◇不法投棄（ポイ捨て）をしない。</li> <li>◇不法投棄されやすい土地を所有している場合は、看板の設置など不法投棄防止の対策を講じる。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任で適正に処理する。</li> <li>◇廃棄物の処理にあたっては、各種法令を順守する。</li> <li>◇例外的に焼却処理が認められている農林業に伴う稲わらや枝葉などについて、極力焼却を避け、資源化する。</li> <li>◇不法投棄されやすい土地を所有している場合は、看板の設置など不法投棄防止の対策を講じる。</li> </ul>

## 基本目標3

## 恵み豊かな自然と共に生きるまち

### 3-1 次世代へ繋ぐ自然を守る



#### 環境目標

豊かな自然の恵みを次世代へ繋ぐため、自然環境の保全に努めます。

#### 環境指標

項目	現 状		目標値 (令和7年度)
	現状値	年度	
鳥獣保護区	2,416ha	R 1	2,416ha
外来生物苦情解決率	100%	R 1	100%
野生生物の種類 ( )内は希少種数			
植物	1,497種(99種)		
脊椎動物	哺乳類／鳥類／爬虫類 両生類／魚類・円口類	32(10)／148(39)／11(2) 14(5)／35(3)	現状維持
節足動物	昆虫類／甲殻類／クモ類	1,000(34)／5(0)／125(0)	
軟体動物	陸生貝類／淡水産貝類	10(1)／15(6)	

#### ◆現状と課題

本市は、多数の動植物が生息する森林と大小の河川に囲まれ、雄大な自然の恩恵を受け、発展してきました。これらの自然は私たちの祖先が守り育ててきたものであり、現在を生きる私たちは、恩恵を受けるだけでなく、次世代が受け継ぐかけがえのない財産としてこの自然を保全していく必要があります。

### 1 豊かな自然

日本の国土面積（3,779万ha）のうち、約3分の2（2,505万ha）は森林です。岩手県の森林面積は117.1万haで、全国の森林面積の約4.7%を占めており、北海道に次いで2番目の広大な森林面積を有しています。

本市については、市域（43,755ha）のうち約50.3%（22,025ha）を森林で占めており、西部の奥羽山脈を中心に森林資源が保全されています。

森林などの緑は私たちにやすらぎを与えるだけでなく、水源かん養\*や土砂流出防止機能、二酸化炭素の吸収など、多くの役割を持っています【図表3-1-1】。日本の森林の持つ水源かん養機能は約30兆円分、土砂流出防止機能は約37兆円分、地球環境保全機能は1兆5千億円分のはたらき

があります。また、森林は生物多様性を支える場としても活躍しており、適正な維持、管理によって、多面的機能が損なわれないよう守っていく必要があります。

【図表 3-1-1】市内の民有保安林\*面積とその役割

(平成 30 年度現在)

種 類	面 積	役 割
水源かん養保安林	466ha	雨水を土壤に浸透させ、洪水や濁水を緩和するとともに水質を浄化します。
土砂流出防備保安林	174ha	樹木の根や地面を覆う落ち葉等が、雨などによる表土の侵食や土砂の流出を防ぎます。
土砂崩壊防備保安林	17ha	山地の崩壊を防ぎ、住宅や鉄道、道路などを災害から守ります。
防風保安林	4ha	田畑や住宅などを、強風による被害から守ります。
なだれ防止保安林	1ha	なだれの発生を防止、又は発生したなだれによる被害を防止、軽減します。
保健保安林	(32ha)	空気の浄化、騒音の防止など、生活環境を守るとともに、森林浴などの森林レクリエーションの場にもなります。
合 計	662ha	

( )は兼種指定面積

資料：岩手県林業の指標

## 2 生物多様性の確保

地球上には、それぞれの環境に適応した推定 3,000 万種とも言われる多様な個性の生物が生息しており、私たち人間も含めて、支え合って生きています。生物の多様性が保たれていれば、生態系は安定し、人間生活の安全性の長期的な保証に繋がります。

日本には、知られているだけで 9 万種以上、分類されていないものも含めると 30 万種を超える生物がいると推定されています。本市にも様々な野生生物が生息・生育しており、西部の山岳地帯はブナ、ミズナラ、トチ、サワグルミなどの森林に覆われ、北上川沿いの低地や東部の丘陵地帯にはクリ、コナラ、アカマツ、スギを中心とする里地里山\*が広がっています。また、国の自然環境保全基礎調査において保護上重要な植物群落とされている「国見山の岩石地植物（メノマンネングサ、シマカンギク、イチハツ）」「焼石連峰の高山植物」が分布するほか、ミズバショウやザゼンソウ、コウホネの群生地などが見られます【図表 3-1-2】。

動物については、ツキノワグマやニホンカモシカなどの大型獣、クマタカ、オオタカ、ハチクマなどの猛禽類をはじめ、モリアオガエル、カジカガエル、キタオウシュウサンショウウオ、クロサンショウウオなどの両生類、ムカシトンボ、ムカシヤンマ、ベニヒカゲ、オオゴマシジミなどの昆虫類といった原生的自然の森に生息する生き物が見られます。冬季には、市内各地の池や沼にオオハクチョウ、オナガガモ、マガン、キンクロハジロなど多くの水鳥が越冬のため飛来します。

しかしながら、こうした本来豊かであるはずの生態系は危機に瀕しています。国が平成 24 年 9 月に策定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、直接、間接を問わず、様々な人間活動の影響によって、生物多様性保全上の問題が引き起こされているとしており、生物多様性の危機を「4

つの危機」として整理しています【図表3-1-3】。本市においても、ツキノワグマによる水稲や飼料作物の食害や、イノシシによる水田等の掘り起こし被害が発生しています。

【図表3-1-2】主な植物の群生地

No	植物名	所在地
1	ミズバショウ	北上市村崎野2地割地内（新堰川付近）
2		北上市相去町高前檀地内（北上総合運動公園キャンプ場付近）
3		北上市和賀町岩沢10地割地内
4		北上市和賀町後藤7地割地内
5		北上市和賀町岩崎新田2地割地内（水上牧野内）
6		北上市和賀町岩崎新田2地割地内（熊沢）
7		北上市和賀町岩崎新田10地割地内
8	ザゼンソウ	北上市相去町大清水地内（市姫神社付近）
9		北上市和賀町藤根13地割地内（ざぜん草の里）
10		北上市和賀町後藤7地割地内
11	コウホネ	北上市更木37地割地内（北上川）



【図表3-1-3】生物多様性の4つの危機

第1の危機	人間活動や開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育空間の縮小、消失
第2の危機	生活様式、産業構造の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮小、撤退することによる里地里山などの環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化
第3の危機	外来種や化学物質など人為的に持ち込まれたものによる生態系のかく乱
第4の危機	地球温暖化など環境の変化がもたらす動植物の絶滅リスクの上昇、食糧の生産適地の変化、感染症媒介生物の分布域拡大

資料：生物多様性国家戦略 2012-2020

また、過疎化や高齢化による里地里山の手入れ不足により、生態系のバランスが崩れていることや外来生物の侵入が確認されており【図表3-1-4】、それらが生物多様性を脅かしています。本市では、荒廃農地\*を減らす取り組みや、アレチウリやアメリカオニアザミの駆除を実施しており、生物多様性が保たれた本来の環境に戻るよう環境整備を行っています。今後は、生態系に配慮した開発行為、里地里山の適正な維持管理、外来生物対策など、生物多様性の保全に向けた取り組みを推進していく必要があります。

【図表3-1-4】市内で確認された外来植物



アレチウリ

北アメリカ原産のウリ科の植物で、外来生物法により特定外来生物に指定されています。特定外来生物とは、海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもので、現在148種（植物は19種）が指定されています。市内では主に和賀川や北上川の堤防や河川敷を中心に生息が確認されています。和賀川流域ではアレチウリのほか、オオハンゴンソウやオオキンケイギクといった特定外来生物の生息が確認されています。



アメリカオニアザミ

ヨーロッパ原産のキク科の植物で、外来生物法により生態系被害防止外来種に指定されています。生態系被害防止外来種とは、特定外来生物被害防止法の対象外ですが、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもので、現在429種（植物は200種）が指定されています。市内では市街地や北部地区を中心に生息が確認されています。

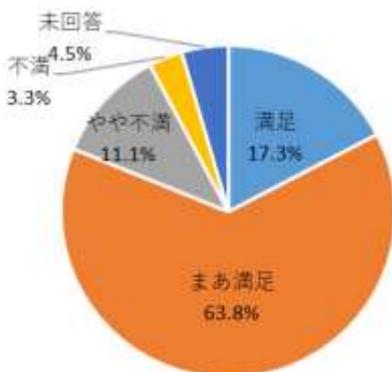
資料：北上市立博物館・生活環境部環境政策課

### コラム

特定外来生物は、野外に定着してしまった場合、人間の生命・身体、生態系などに大きな悪影響を与えるため、外来生物法により取り扱いが規制されています。同法に違反すると重い罰則が適用されます。

例えば、許可なく特定外来生物を野外に放ったり・植えたり・蒔いたりした場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が科されます（個人の場合）。また、愛がん等を目的として許可なく飼養した場合、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科されます（個人の場合）。

周辺の環境についてどのように感じているか（野生生物）



問題と感じていること（野生生物）



### 環境に関する意識調査（令和2年度）

周辺の環境（野生生物の生育環境）についてどのように感じているかの調査では、「まあ満足」「満足」「やや不満」「不満」の順に割合が多くなりました。問題と感じていることは、「開発に伴う自然の破壊」が最も多くなりました。「その他」の中では、野良猫やクマやタヌキの出没の増加が問題だという回答が多く見られました。

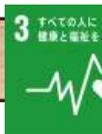
◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
3-1-1 すぐれた自然の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇法令等の規制や区域指定により、自然環境の適正な保全を図ります。</li> <li>◇森林資源を適正に経営管理することにより森林の保全に努めます。</li> <li>◇意欲的な担い手の育成により、農林業の振興を図ります。</li> <li>◇農地の集積や担い手への利用集積により、効率的な農業経営の育成を図ります。</li> <li>◇公共工事の実施にあたっては、自然環境の保全に配慮します。</li> <li>◇自然保護団体との連携を図り、情報の共有化と効率的な自然保護活動を推進します。</li> </ul>	環境政策課  農林企画課  農業振興課・農林企画課 農業振興課  公共工事所管課 環境政策課
3-1-2 生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇保護区の指定により、野生鳥獣の適正な保護を図ります。</li> <li>◇農林業の振興や地域住民との協働・連携により、里地里山の適正な保全と管理を図ります。</li> <li>◇農薬や化学肥料による土壌汚染や有益生物への悪影響を防止するため、減農薬・減化学肥料の環境保全型農業を推進します。</li> <li>◇希少動植物の分布状況の把握に努め、その保護を図ります。</li> <li>◇外来生物の分布状況や、生態系への影響及び防除などに関する情報について幅広く周知を図り、外来生物対策を推進します。</li> <li>◇公共工事の実施にあたっては、生物多様性の保全に配慮します。</li> <li>◇外来生物の適正な管理について普及啓発を図ります。</li> </ul>	環境政策課 農林企画課・農業委員会  農業振興課  環境政策課 環境政策課  公共工事所管課 環境政策課

◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇郷土の自然に愛着をもち、大切にする。</li> <li>◇地産地消を心がけ、地域農業の活性化に協力する。</li> <li>◇むやみに野生動植物の捕獲・採取を行わない。</li> <li>◇野生生物への安易な餌付けをしない。</li> <li>◇生物を飼育するときは、最後まで責任と愛情をもって飼育し、放逐しない。</li> <li>◇敷地内に外来植物が繁茂した場合は適切な方法で駆除する。</li> <li>◇里地里山の保全活動に参加・協力する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地場産品を優先的に使用した商品を開発する。</li> <li>◇敷地内に外来植物が繁茂した場合は適切な方法で駆除する。</li> <li>◇事業活動にあたっては、自然環境や生態系への影響に配慮する。</li> <li>◇自然環境保全活動に参加・協力する。</li> </ul>

## 3-2 人と自然とのふれあいを推進する



### ✿環境目標

人と自然との豊かなふれあいを推進し、自然を大切にする気持ちを育てます。

### ✿環境指標

項目	現 状		目標値（令和7年度）
	現状値	年度	
自然探索会参加者数(和賀川の清流を守る会)	23人	R1	20人
水生生物調査参加団体数	3団体	R1	4団体

### ◆現状と課題

水や緑に恵まれた空間は、生き物とのふれあいを通じて人々の心にやすらぎを与えるとともに、生命の尊さや自然を大切にする気持ちを育みます。

環境に優しい行動をする人間を育てるため、本市の豊かな水と緑を積極的に活用し、自然とのふれあいの場の確保と機会の創出に努めていく必要があります。

## 1 ふれあいの場

自然とのふれあいは、自然への関心や自然を理解しようとし、考える力を養います。かつての日本では、自然は身近なものであり、人間も自然の一部でした。しかし、都市化や工業化により人と自然がふれあう場が減少してしまいました。

本市では、自然環境の保全と魅力ある緑・水辺空間の環境整備を推進しており、夏油三山や和賀三山の登山道の草刈りや、市内に4コースある東北自然歩道の整備を行っています。また、展勝地、和賀川ふれあい広場、九年橋せせらぎ公園などを中心に都市環境と調和した自然と親しむ空間を整備しています。このほかにもえづりこすずの里やぎぜん草の里など、自然とふれあえる場が多数存在しており、適切な維持管理を行っています。

本市が先人たちから受け継いできた自然とふれあえる場を守り、その存在を広く市民へ周知することにより、ふれあいを通じて市民の自然保護意識を育てていく必要があります。

## 2 ふれあいの機会

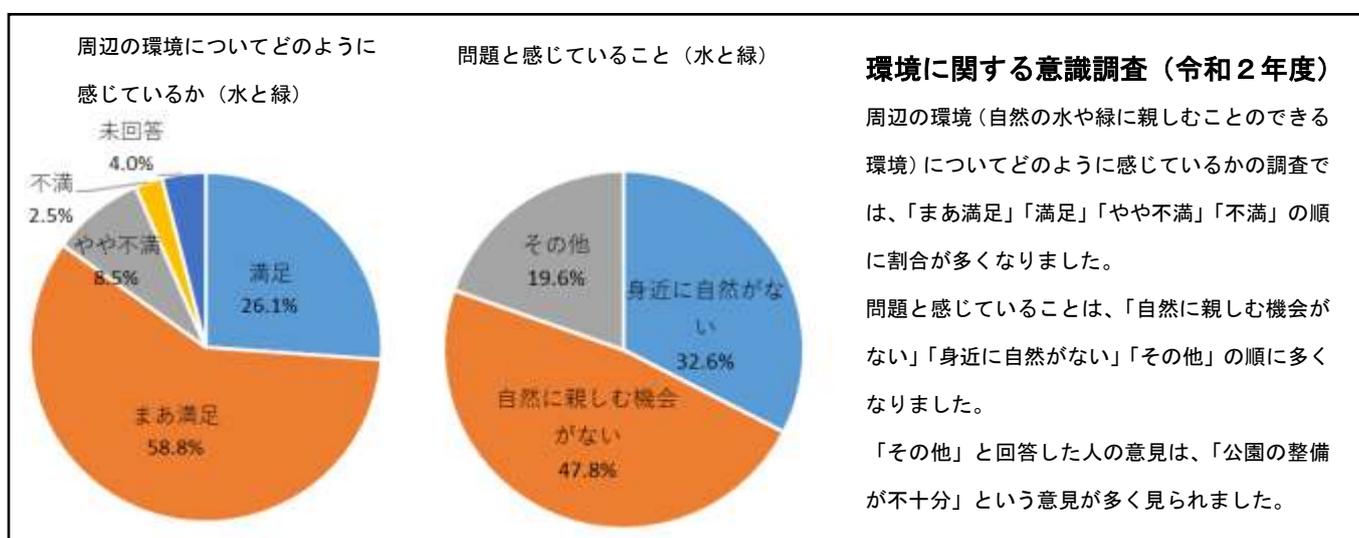
人と自然とのふれあいが減少し、特に若い世代を中心として自然とのつきあい方を知らない人が増えています。自然とふれあう機会を増やすことにより、私たちは、人も生態系の一部であるこ

とを理解し、自然との共生への理解を深めることが可能になります。自然とのふれあいは、自然を思いやり、行動する人づくりの基礎となるものです。

自然とのふれあいをより促進するため、ふれあいの場を提供するだけでなく、ふれあいの機会も提供する必要があります。

本市では、行政のほか、NPO法人や各種団体などによる自然探索会や農業体験、自然教室、トレッキング、スノーシューなど、豊かな自然を生かしたイベントが開催されています。また、岩手県が設置している環境アドバイザー\*が市内に4人（令和元年度）おり、自然探索会などの行事において講師を務めています。

こうしたイベントや講師に関する情報を市民に提供し、自然とふれあう機会の創出に努め、自然に優しい考え方や行動をする人間を育てます。



◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
3-2-1 ふれあいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇自然の緑、河川や湧水などの水辺環境を活かした公園等を適正に維持管理します。</li> <li>◇自然公園の見回りを実施し、異常がないか確認します。</li> <li>◇夏油三山の登山道整備を行います。</li> <li>◇自然保護管理員などにより、自然公園の景観や動植物の保護、公園利用者への適正な指導を推進します。</li> </ul>	都市計画課  商業観光課 商業観光課 環境政策課
3-2-2 ふれあいの機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇自然公園や遊歩道など、自然にふれあえる場に関する情報収集に努め、広く市民等に周知します。</li> <li>◇農村の自然と文化を活かしたグリーン・ツーリズム*及び和賀川の水産資源や豊かな漁場等での自然とのふれあいの機会の創出を支援します。</li> <li>◇森林や河川など、身近な自然を活用した体験型イベントを開催します。</li> <li>◇環境アドバイザーなど、自然とのふれあいをサポートする人材の育成を図ります。</li> <li>◇自然保護団体と連携を図り、自然探索会や自然保護活動などに関する情報交換を行い、取り組みの活性化を図ります。</li> </ul>	環境政策課  農林企画課  環境政策課・博物館  環境政策課  環境政策課

◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇自然公園など、自然とふれあえる場所に積極的に行き、自然を大切にし、ごみを持ち帰るなどのマナーを守る。</li> <li>◇自然探索会などに積極的に参加し、自然の役割や大切さに理解を深める。</li> <li>◇人も自然の構成要素の一つであることを認識し、自然に優しい行動をする。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇グリーンツーリズムなど、地域資源を活用した観光の取り組みを推進する。</li> <li>◇遊休農地を市民農園や体験農園の場として提供する。</li> </ul>

## 基本目標 4

## 健康で安全・快適に暮らせるまち

### 4-1 きれいな水環境を守る



#### ✿環境目標

誰もが安心して利用できる清らかな水環境を保全します。

#### ✿環境指標

項目	現 状		目標値（令和7年度）
	現状値	年度	
類型指定*河川のBOD値*環境基準達成率	100%	H30	100%
市内中小河川のBOD値におけるA類型基準達成率	100%	R1	100%
地下水の環境基準達成率	94.1%	R1	97.0%
汚水処理水洗化率※	84.3%	R1	86.6% (総合計画目標値)
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(排水)	100%	R1	100%
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(土壌・地下水)	100%	R1	100%

※水洗便所設置済み人口÷処理区域内人口

#### ◆現状と課題

北上川や和賀川に代表される豊富な水資源は、日常欠かせない生活用水のほか、かんがい用水、工業用水などの重要な供給源として私たちの生活や産業を支え続けています。

この水資源を良好な状態で将来の世代に引き継いでいくためには、一人ひとりの心がけによる生活排水対策、事業者による工場からの排水対策など、すべての者が一体となった取り組みが必要となります。

### 1 公共用水域の状況

本市には、北上川や和賀川をはじめとする10の一級河川\*【図表4-1-1】のほか多数の中小河川が流れており、その多くが市の西部より流下、北上川に流入しています。また、和賀川の支流である夏油川の中流付近には、重要な水源である入畑ダムが整備されています。

市内の公共用水域のうち、4河川1湖沼の6水域が類型(るいけい)指定\*されており、国及び県が水質調査を実施しています【図表4-1-2】。河川や湖沼(こしょう)に適用される環境基準として「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」及び「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」が定められていますが、平成21年度以降の調査では、健康項目及び生活環境項目

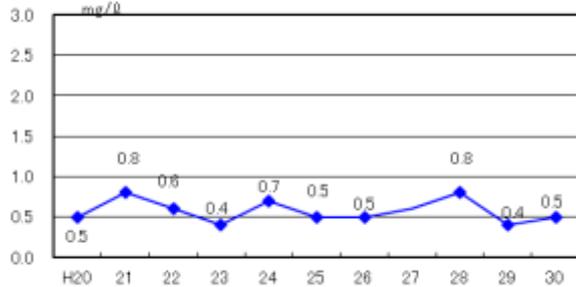
についてはすべて環境基準を達成しており、良好な状態が保たれています。

【図表 4-1-1】市内の一級河川

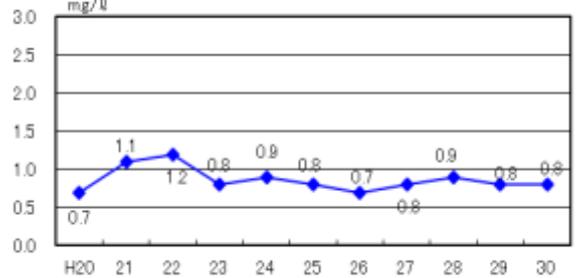
飯豊川	北上川	北本内川	口内川	黒沢川
夏油川	尻平川	鈴鴨川	本郷川	和賀川

【図表 4-1-2】市内の主な河川のBOD経年変化

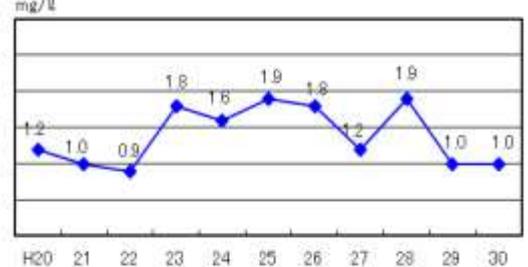
和賀川【①広表橋】(75%値\*)



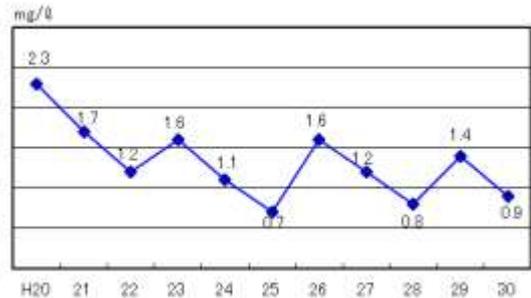
飯豊川【②頭首工】(75%値)



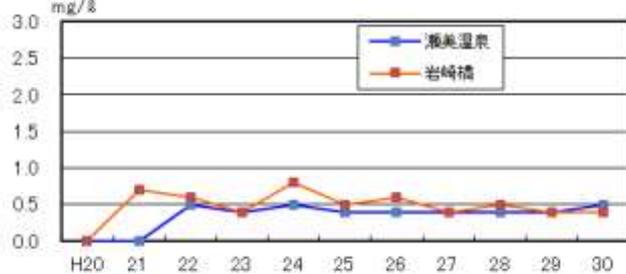
北上川【③昭和橋】(75%値)



広瀬川【④北上川合流点】(年平均値)



夏油川【⑤瀬美温泉⑥岩崎橋】(75%値)



AA類型	1.0mg/l以下
A類型	2.0mg/l以下
B類型	3.0mg/l以下

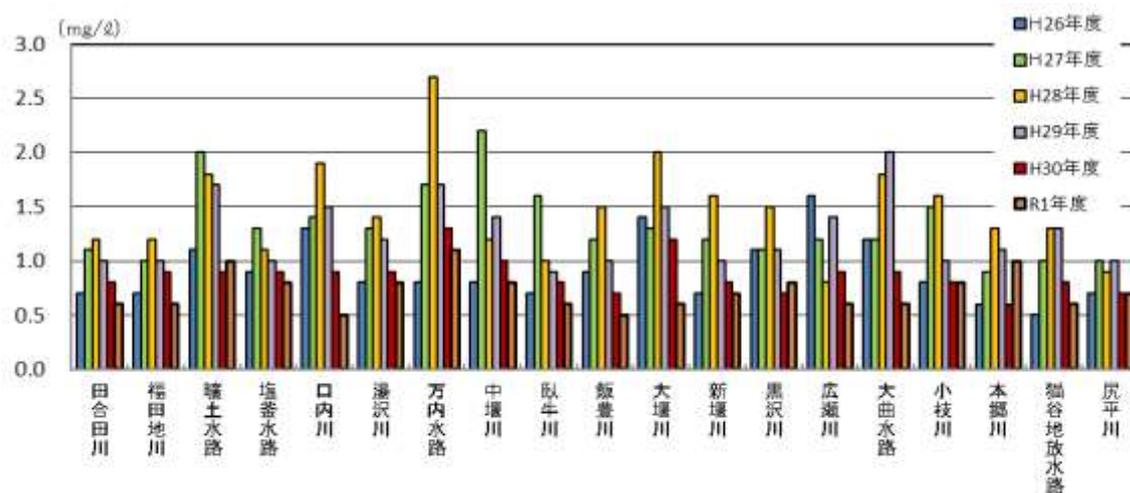
資料：岩手県環境生活部環境保全課・北上市生活環境部環境政策課

また、市では類型が指定されていない中小河川について水質調査を実施しており、BOD（平均値）についてみると、直近5年間の調査では、中堰川及び万内水路を除いてA類型相当

(2.0mg/ℓ以下)の水質を保っています【図表4-1-3】。

このように公共用水域の水質は、概ね良好な状態が維持されていますが、市内では毎年、油流出事故が発生しており、令和元年度は7件の事故がありました。事故の原因としては、自動車事故に伴うもののほか、ホームタンクからポリタンクなどへの小分け中に目を離すといった不注意によるものが多くなっています。油が河川等に流出すると、水質汚濁のみならず、魚類などの生態系への影響、水道や農業用水の取水への影響など大きな問題に発展することもあることから、こうした事故の未然防止に向けた取り組みを一層推進するとともに、事故発生時には被害を最小限にとどめるため、関係機関との連携強化を図る必要があります。

【図表4-1-3】市内中小河川のBOD経年変化



資料：北上市生活環境部環境政策課

## 2 地下水の状況

工業都市として発展してきた本市には、8つの工業団地が整備され、製造業を中心に様々な工場が立地しています。これらの中には、有害物質を使用している工場もあり、水質事故発生時の環境への影響や人の健康への被害が懸念されます。

市では、有害物質による環境汚染を監視するため、工業団地周辺の地下水調査を実施しています。令和元年度は、調査を実施した27地点すべてにおいて、地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成しています。

また、県が水質汚濁防止法の規定により実施している調査では、令和元年度は測定を実施した市内9地点のうち、1地点でヒ素（自然由来が原因と考えられる）、1地点で硝酸性窒素\*及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しています。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染は、施肥や家畜ふん尿、生活排水が原因とされることから、減農薬や減化学肥料といった環境保全型農業及び家畜ふん尿や生活排水の適正処理を推進していく必要があります。

また、土壌汚染対策法の改正（平成 31 年 4 月施行）により、調査契機の拡大が図られたことから、今後、本市においても土壌汚染の判明事例の増加が懸念されます。本市は、平成 20 年度から水質汚濁防止法に係る事務について県から権限移譲を受けているほか、必要に応じ企業との間で環境保全協定を締結し、水質汚濁の未然防止に努めていますが、地下水の汚染は時間をかけて徐々に広がっていくため、今後とも監視を継続して地下水汚染状況の実態把握に努め、汚染の早期発見と人の健康への被害の防止を図る必要があります。

また、地盤沈下について、岩手県内では、現在のところ発生しておらず、また、工業用水法及びビル用水法の指定区域はありませんが、市では、企業と締結する環境保全協定の中で、操業に伴う地盤沈下を防止するため、適切な措置を講ずるよう求めています。

### 3 湧水の状況

本市には、いわての名水二十選に選ばれた下江釣子の「新渡戸観音泉」や和賀町藤根の「長清水」のほか、200ほどの湧水が現存し、「すず」と呼ばれ親しまれています。

これらの湧水は、古くから生活用水として利用され、人々の暮らしと密接に関わってきました。今日では、上水道の普及等により人々が湧水と関わる機会が少なくなってきましたが、市では、生活に潤いを与える地域の文化、景観、観光資源などとしても貴重な存在である湧水を良好な状態で保全・活用するため、保存泉として指定しています。

【図表 4-1-4】指定保存泉一覧

名称	所在地
帰帆場泉	幸町
家慶の泉	下江釣子 16 地割
新渡戸観音泉（いわての名水二十選）	下江釣子 14 地割
長清水（いわての名水二十選）	和賀町藤根 27 地割
やすらぎの泉	下江釣子 14 地割
桂の泉	下江釣子 14 地割
ぽんぽこ泉	下江釣子 12 地割

資料：北上市都市整備部都市計画課

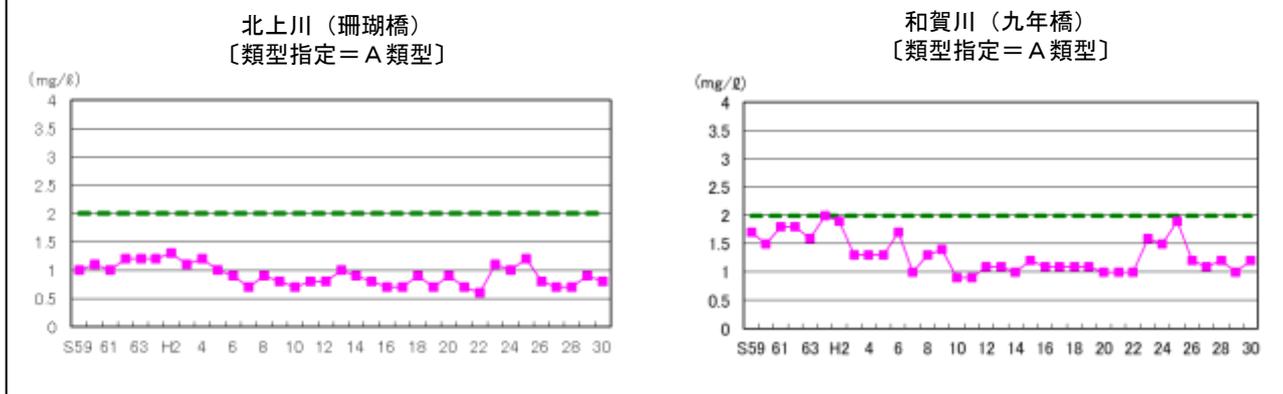
### 4 汚水処理施設の整備状況

公共下水道等の汚水処理施設は、公共用水域の水質保全及び健康で快適な生活環境を確保するうえで不可欠な施設です。

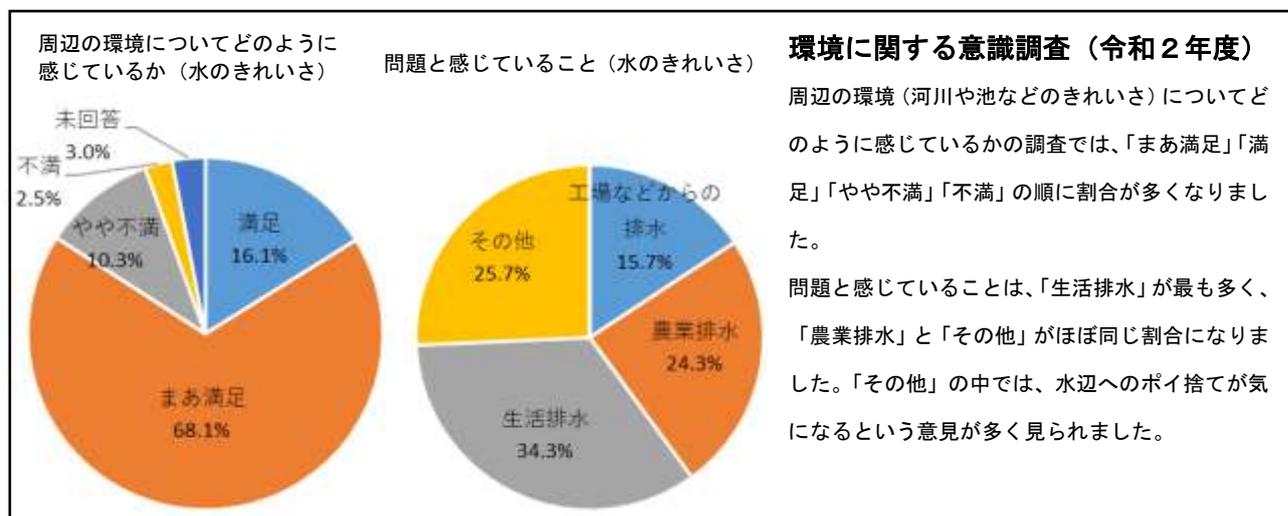
北上川（珊瑚橋）及び和賀川（九年橋）の 2 地点について、BOD の経年変化をみると、昭和 60 年代以降に、緩やかではあるが改善の傾向を示しています【図表 4-1-5】。

これは、公共下水道や合併処理浄化槽\*など汚水処理施設の普及による水質改善の効果が表れてきたものと考えられます。

【図表 4-1-5】北上川（珊瑚橋）及び和賀川（九年橋）の BOD（75%値）経年変化



水洗化率についてみると公共下水道については92.1%、特定公共下水道については100%、農業集落排水処理施設\*については93.5%、合併処理浄化槽については47.3%、コミュニティプラントについては100%、全体では84.3%であり、整備された施設の有効活用と公共用水域の更なる水質改善を図るため、水洗化率の向上に努めていく必要があります。



## ◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
4-1-1 監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇公共用水域の水質状況を把握し、その結果を公表します。</li> <li>◇地下水の水質状況を把握し、水質や土壌の汚染を監視し、その結果を公表します。</li> </ul>	環境政策課 環境政策課
4-1-2 発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇法令や協定締結により、事業所からの排水の状況や土壌汚染の有無を確認し、適切な指導を行います。</li> <li>◇公共下水道等の整備済区域の水洗化率の向上に努めます。</li> <li>◇合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水処理対策を推進します。</li> <li>◇防油堤の設置等を促進し、油流出事故の防止に努めます。</li> <li>◇地下水の利用状況の把握に努め、土壌汚染が判明した際、周辺住民の健康被害を未然に防止します。</li> <li>◇地盤沈下が懸念される大量取水が行われる場合には、地下水位の変動について注視します。</li> <li>◇環境汚染事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には迅速な対応を行います。</li> <li>◇不法投棄パトロールや清掃活動などにより、河川環境の保全に努めます。</li> </ul>	環境政策課  下水道課 下水道課  環境政策課 環境政策課  環境政策課  環境政策課 環境政策課

## ◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇公共下水道等の汚水処理施設の整備済区域においては、排水設備を設置し、速やかに接続する。</li> <li>◇汚水処理施設が整備されない区域では、合併処理浄化槽を設置する。</li> <li>◇油や生ごみを排水口に流さない。</li> <li>◇米のとぎ汁は、植木の水やりや掃除、食器洗いなどに利用する。</li> <li>◇みそ汁などは、作りすぎて捨てることのないようにする。</li> <li>◇洗剤や石鹸は、できるだけ環境に優しいものを選択し、適量を守って使う。</li> <li>◇雨水を貯留し、庭木への水やりや洗車などに活用する。</li> <li>◇風呂の残り湯は、洗濯に再利用し、節水する。</li> <li>◇シャワーや手洗い、食器洗いなどの際は、小まめに蛇口を閉める。</li> <li>◇ホームタンクには防油堤を設置し、また小分け中にはその場を離れないなど、油流出事故を防止する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇公共下水道等の汚水処理施設の整備済区域においては、排水設備を設置し、速やかに接続する。</li> <li>◇汚水処理施設が整備されない区域では、合併処理浄化槽を設置する。</li> <li>◇法令、協定を順守し、水質汚濁を防止する。また、法令等の規制を受けない事業所であっても、排水を適正に処理する。</li> <li>◇家畜ふん尿は、適正に処理する。</li> <li>◇農薬や化学肥料、除草剤などの使用量を減らす。</li> <li>◇業務用洗剤は無リン洗剤を選択するとともに、適正使用量を守る。</li> <li>◇雨水浸透ます*の設置や透水性舗装などにより、事業所敷地内の雨水を地下浸透させ、地下水のかん養を図る。</li> <li>◇貯油施設等には漏油対策を施し、油流出事故を防止する。</li> </ul>

## 4-2 さわやかな空気を守る



### ✿環境目標

すがすがしい空気を守り、健康被害を防止します。

### ✿環境指標

項目	現 状		目標値（令和7年度）
	現状値	年度	
二酸化窒素*濃度の環境基準達成率 (岩手県一般環境大気測定局:芳町局)	100%	R 1	100%
有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	R 1	100%
大気中のダイオキシン類*濃度	0.0043pg-TEQ/m <sup>3</sup>	H30	0.0043pg-TEQ/m <sup>3</sup>
環境保全協定締結事業所の 協定基準順守率(ばい煙等・悪臭)	92.3%	R 1	100%

### ◆現状と課題

私たちは、常に空気に触れて生活しており、さわやかな風と澄んだ空気は健康で安全な暮らしをするうえで欠かすことができません。

市内では大気汚染に伴う公害は発生していませんが、大気汚染の原因物質は、地球温暖化や酸性雨など地球規模の環境問題とも密接に関係することから、今後とも発生源対策を推進していく必要があります。

## 1 大気汚染の状況

大気汚染の主な発生源は、工場等からの排煙や自動車からの排気ガスです。

本市では、平成20年度から大気汚染防止法に係る事務について県から権限移譲を受けているほか、必要に応じ企業との間で環境保全協定を締結していますが、市内には8つの工業団地が整備されており、発生源となる工場等が多数立地していることから、環境監視や立入調査体制の充実・強化などを図り、大気汚染の未然防止を図る必要があります。

また、本市を南北に貫く主要幹線道路である国道4号の1日当たりの自動車交通量についてみると、平成16年度をピークに減少傾向にありましたが、平成20年度に再び増加に転じ、令和元年度は21,421台に達しており【図表4-2-1】、交通量の増大による大気環境の悪化が懸念されます。

県では、大気汚染防止法の規定により大気の状態を常時監視しており、市内には一般環境大気測

定局（芳町局）が設置され、大気汚染物質のうち二酸化窒素\*（NO<sub>2</sub>）及び光化学オキシダント\*（O<sub>x</sub>）の2物質について測定が行われています。二酸化窒素については、全国的にゆるやかな改善傾向がみられ、本市においても良好な状態が維持されています【図表4-2-2】。

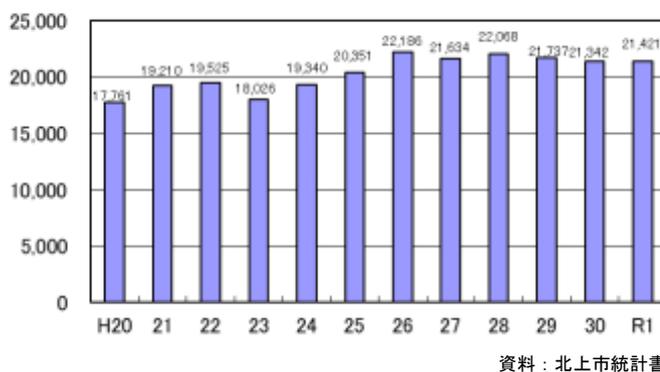
光化学オキシダントについては、県内では本市を含め5つの測定局で測定が行われていますが、令和元年度は短期的な評価である1時間ごとの数値でみると、全測定局で環境基準を超過しています。【図表4-2-3】。

なお、一般環境大気測定局（芳町局）の環境基準超過時間数は140時間となっていますが、光化学オキシダントの値は時間ごとの変動が大きく、年間の平均値としてみると、環境基準を達成しています。光化学オキシダントの値は各測定局でほぼ同様の推移を示しており、本市に起因する基準超過等はないものと思われます。

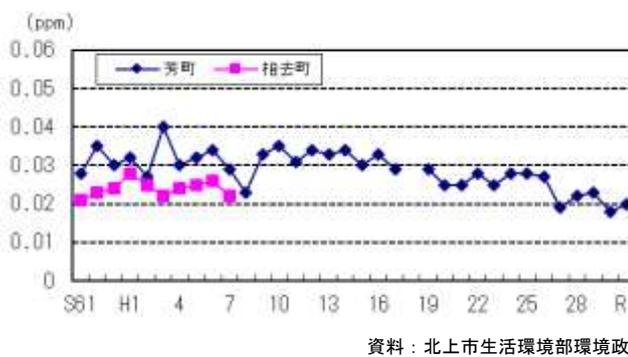
原因については、東アジアからの越境（えっきょう）汚染の影響も指摘されており、国内対策だけでは対処できない面もありますが、今後とも注視するとともに、注意報発令時に備えた情報伝達体制の確立・維持を図る必要があります。

また、市では福島第一原子力発電所の事故発生以降、市内での空間放射線量の測定を実施しています。事故発生直後は、市内の小学校や運動場などの定点を定期的に測定することで、住民の放射性物質拡散への不安を解消に努めてきましたが、国の示す指標値（0.23マイクロシーベルト/時）を大きく下回り安全が確認されたことから、今後は測定箇所を市役所本庁舎（芳町）に限定し、空間放射線量の推移を見守っていく予定です。

【図表4-2-1】国道4号の1日当たり自動車交通量（鬼柳町）



【図表4-2-2】二酸化窒素の経年変化

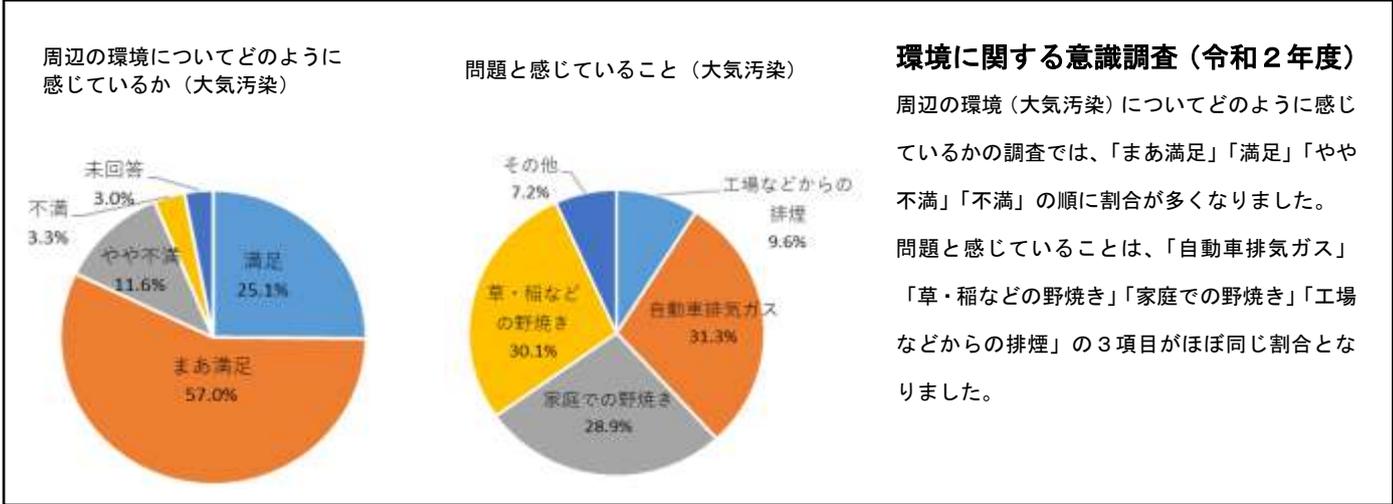


【図表4-2-3】光化学オキシダントの環境基準超過時間数と昼間の平均値

	北上市芳町局	盛岡市津志田局	奥州市水沢局	一関市竹山局	宮古市新川町局
平成 29 年度	195 時間 (0.033ppm)	153 時間 (0.032 ppm)	177 時間 (0.031 ppm)	180 時間 (0.029 ppm)	156 時間 (0.034 ppm)
平成 30 年度	200 時間 (0.033 ppm)	162 時間 (0.032 ppm)	162 時間 (0.032 ppm)	139 時間 (0.027 ppm)	151 時間 (0.032 ppm)
令和元年度	140 時間 (0.032 ppm)	178 時間 (0.033 ppm)	145 時間 (0.032 ppm)	160 時間 (0.030 ppm)	111 時間 (0.031 ppm)

環境基準＝1時間値が0.06ppm以下

資料：岩手県環境生活部環境保全係

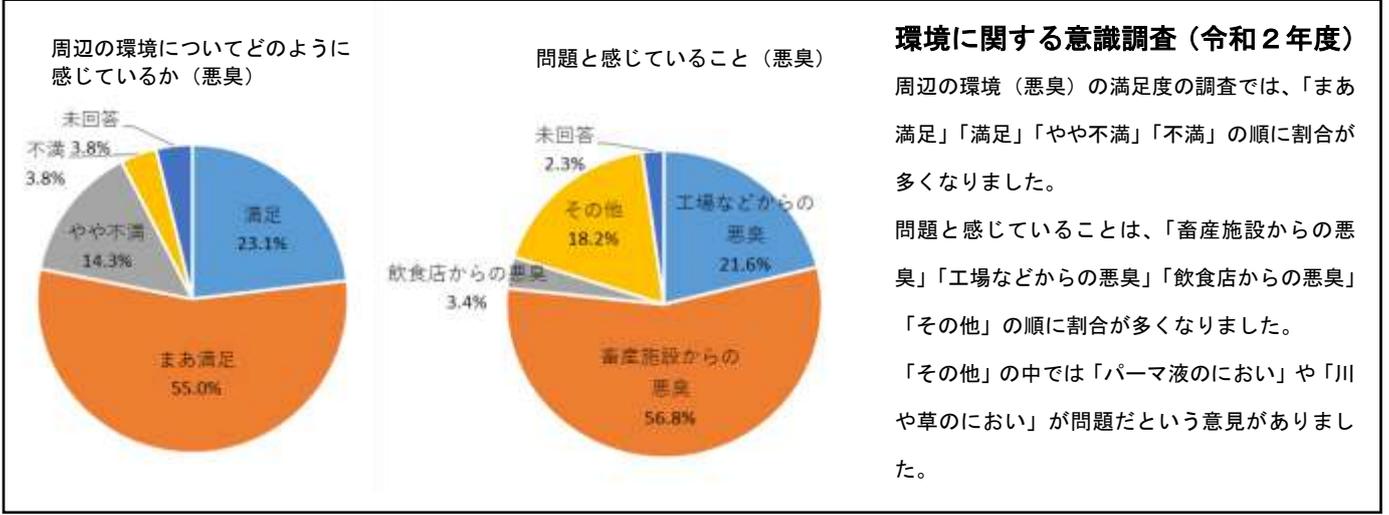
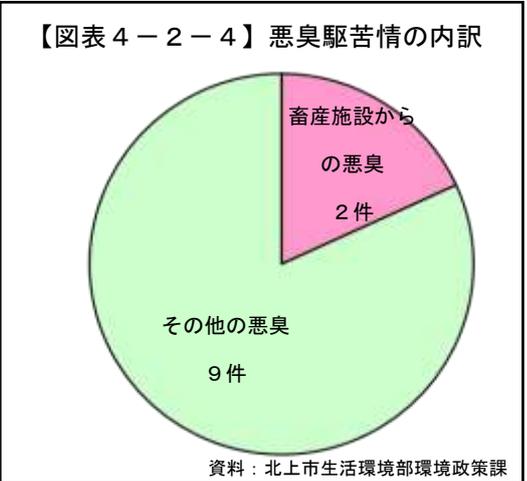


**2 悪臭の状況**

悪臭は、騒音や振動とともに感覚公害と呼ばれ、その不快なおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるもので、風向きなどにより意外なほど広範囲に被害が及ぶことがあります。

市に寄せられる悪臭苦情の内訳をみると、近年は畜産施設からの悪臭に関する苦情が多く寄せられています【図表4-2-4】。

市では、悪臭防止法の規定により、規制地域を設けて悪臭規制を行っていますが、苦情の寄せられる畜産施設は規制地域外に立地しており、直接的に規制する手法がない状況にあります。こうした規制地域外からの悪臭が、本来、生活環境が保全されるべき規制地域内に及ぶ事例も生じていることから、事業者に対し適切な対策を講じるよう指導を強化するとともに、規制地域や規制手法の見直しなど、抜本的な対策を講じていく必要があります。



### ◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
4-2-1 監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇大気環境の状況を把握し、その結果を公表します。</li> <li>◇空間放射線量を測定し、その結果を公表します。</li> </ul>	環境政策課 環境政策課
4-2-2 発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇法令や協定締結により、事業所からのばい煙等の排出状況を確認し、適切な指導を行います。</li> <li>◇法令の周知やパトロールの実施により、簡易焼却炉や野焼きによる廃棄物の焼却を防止します。</li> <li>◇畜産業者に対し、悪臭防止対策に努めるよう指導を強化します。</li> <li>◇汲み取りトイレの水洗化を推進します。</li> <li>◇悪臭防止協定に基づき、事業所からの悪臭物質濃度を確認し、適切な指導を行います。</li> <li>◇環境汚染事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には迅速な対応を行います。</li> </ul>	環境政策課  環境政策課  環境政策課  下水道課 環境政策課  環境政策課
4-2-3 自動車排ガス対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇道路整備により、交通渋滞の解消や自転車の利用促進に努めます。</li> <li>◇低公害車の普及促進を図ります。</li> </ul>	道路環境課  環境政策課

### ◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇家庭ごみの野焼きなど、廃棄物の違法な焼却をしない。</li> <li>◇汲み取りトイレを使用している家庭は速やかに水洗化する。</li> <li>◇自転車、徒歩による移動を心がけ、自家用車の利用を控える。</li> <li>◇自動車を運転するときは、エコドライブ*を実践する。</li> <li>◇自動車の点検整備をこまめに行い、排出ガスを適正な状態に保つ。</li> <li>◇自動車を購入するときは、低公害車を優先して選択する。</li> <li>◇宅配便は再配達がないようにする。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇法令・協定を順守し、大気汚染を防止する。また、法令等の規制を受けない事業所であっても、大気汚染物質の排出を抑制する。</li> <li>◇事業所から出るごみは自らの責任で適正に処理し、廃棄物の違法な焼却をしない。</li> <li>◇家畜ふん尿は適正に処理し、悪臭を防止する。</li> <li>◇悪臭の発生が懸念される事業所では、脱臭設備を整備する。</li> <li>◇輸配送など自動車を運行する際は、最短走行ルートを選択し、エコドライブを実践する。</li> <li>◇物品や原材料等の調達や製品の発送を効率的に行うとともに、鉄道輸送の利用を図る。</li> <li>◇自動車や建設機械等の点検整備をこまめに行い、排出ガスを適正な状態に保つ。</li> <li>◇自動車や建設機械等は、低公害型のものを優先して選択する。</li> </ul>



## ✿環境目標

騒音を減らし、静けさの感じられるまちづくりを推進します。

## ✿環境指標

項目	現 状		目標値（令和7年度）
	現状値	年度	
自動車騒音常時監視測定結果の環境基準達成率	96.5%	R 1	97.5%
一般環境騒音の環境基準達成率	98.1%	R 1	100%
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率（騒音）	100%	R 1	100%

## ◆現状と課題

騒音や振動は、直接的に健康被害をもたらすものではなく、感覚的・心理的に不快感を与える感覚公害です。

騒音や振動の発生源は多種多様で、工場等の操業によるもの、建設作業に伴うもの、各種交通機関によるもの、飲食店の深夜営業に伴うもの、隣家のボイラーや生活騒音など、私たちの身の回りでは様々な騒音・振動が発生しています。

### 1 騒音の状況

市では、騒音規制法（振動規制法）の規定により、規制地域を設けて騒音（振動）規制を行っていますが、対象となる施設及び建設作業に伴う規制基準の超過はみられません。

しかしながら、環境基準が定められている「自動車騒音」、「一般環境騒音」及び「新幹線鉄道騒音」については、依然として環境基準を超過する場合があります。

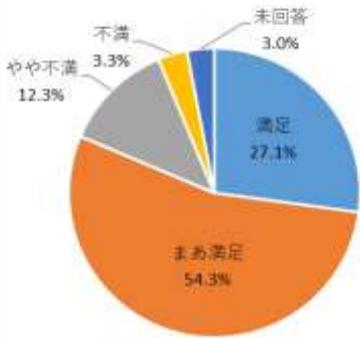
#### （1）自動車騒音の状況

令和元年度の自動車騒音常時監視測定結果の環境基準適合状況は、評価を実施した4,248戸のうち、4,103戸が昼夜とも基準を達成し、達成率は96.5%となっています。なお、騒音規制法の規定による要請限度\*を超過した測定地点はありませんでした。

道路交通騒音は、交通量や走行速度、道路構造などに左右されることから、自動車利用の自粛や制限速度の順守、道路構造の改善など、総合的な対策を講じていく必要があります。

高速道路騒音については、東北縦貫自動車道及び東北横断自動車道沿線において、騒音苦情発生地点を中心に騒音測定を実施しています。今後も引き続き騒音発生状況を監視するとともに、必要に応じ事業者に対して騒音対策の拡充を要望していく必要があります。

周辺の環境についてどのように感じているか（まちの静かさ）



問題と感じていること（まちの静かさ）



### 環境に関する意識調査（令和2年度）

周辺の環境（まちの静かさ）についてどのように感じているかの調査では、「まあ満足」「満足」「やや不満」「不満」の順に割合が多くなりました。

問題と感じていることは、「自動車交通騒音」「その他」「工場などからの騒音」「深夜営業騒音」の順に割合が多くなりました。

「その他」の中では「住宅増による生活音」を問題とする意見が多く見られました。

## （2）一般環境騒音

令和元年度の一般環境騒音の環境基準適合状況は、測定を実施した27地点のうち、夜間のみ1地点で基準値を超え、適合率は98.1%となっています。

直近5年間の昼夜別の環境基準の適合率は、昼間は各類型とも全地点で環境基準\*を達成しています。夜間の環境適合率はA類型地点で93%～100%、B類型地点で89%～100%、C類型地点で62%～100%となっています【図表4-3-1】。

【図表4-3-1】一般環境騒音の環境基準適合状況

年度	類型	測定地点数	環境基準適合地点			
			昼間		夜間	
			地点数	適合率	地点数	適合率
平成27年	A	14	14	100%	13	93%
	B	9	9	100%	8	89%
	C	4	4	100%	4	100%
平成28年	A	14	14	100%	14	100%
	B	9	9	100%	9	100%
	C	4	4	100%	4	100%
平成29年	A	14	14	100%	14	100%
	B	9	9	100%	8	89%
	C	4	4	100%	4	100%
平成30年	A	14	14	100%	14	100%
	B	9	9	100%	8	89%
	C	4	4	100%	4	100%
令和元年	A	14	14	100%	14	100%
	B	9	9	100%	8	89%
	C	4	4	100%	4	100%

資料：北上市生活環境部環境政策課

夜間に不適合地点が見られるのは、幹線道路などからの交通騒音や工場の施設稼働音が原因として考えられます。

## （3）新幹線鉄道騒音（振動）

令和元年度の新幹線鉄道騒音の環境基準適合状況は、測定を実施した9地点のうち8地点で環境基準を超過し、達成率としては11.1%となっています。

こうした状況の中、新型車両の導入により今後もさらに高速化が進むと見込まれていることから、沿線における騒音の悪化が懸念されます。

レール研磨(けんま)やパンタグラフ削減、防音壁への吸音板の設置など、事業者による様々な騒音対策がとられているものの改善がみられないことから、今後とも、騒音の状況を監視するとともに、事業者に対して有効な騒音対策を講じるよう要望していく必要があります。

なお、新幹線鉄道振動については環境基準が定められていませんが、新幹線鉄道振動対策に係る指針値（70dB）以下となっています。

## ◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
4-3-1 監視体制の充実	◇一般環境騒音及び交通騒音の状況を把握します。	環境政策課
4-3-2 発生源対策の推進	◇法令や協定締結により、事業所からの騒音の状況を確認し、適切な指導を行います。 ◇建設作業に伴う騒音・振動を防止するため、適切な指導を行います。 ◇飲食店等の深夜営業騒音や商業宣伝などの拡声器騒音について、適切な指導を行います。	環境政策課 公共工事所管課 環境政策課
4-3-3 交通騒音・振動対策の推進	◇自動車利用の自粛や制限速度の順守を呼びかけます。 ◇低騒音舗装の導入など、道路構造の改善に努めます。 ◇道路の段差等を解消し、騒音・振動の発生抑制に努めます。 ◇緩衝帯の確保に努めます。 ◇高速道路交通騒音や新幹線鉄道騒音を防止するため、遮音壁の設置などの対策を事業者に要請します。	環境政策課 道路環境課・都市計画課 道路環境課 道路環境課・都市計画課 環境政策課

## ◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	◇生活騒音の発生を抑制する。 ◇ボイラーやエアコンの室外機の配置場所を考慮し、必要に応じ防音対策を講じる。 ◇生垣の設置等により、騒音を低減する。 ◇公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけ、自家用車の利用を控える。 ◇自動車を運転するときは、エコドライブを実践し、制限速度を守る。
事業者	◇法令、協定を順守し、騒音（振動）の発生を防止する。また、法令等の規制を受けない事業所であっても、騒音（振動）の発生を防止する。 ◇低騒音（振動）型の機器や設備を導入するとともに、必要に応じ防音（振）対策を講じる。 ◇生垣や防音壁等の設置により、騒音を低減する。 ◇深夜営業を行う際は、近隣への影響を考慮し、防音対策を講じる。 ◇ノーマイカーデー*を設け、通勤時の自動車の利用自粛を呼びかける。 ◇輸配送など自動車を運行する際は、エコドライブを実践し、制限速度を守る。 ◇物品や原材料等の調達や製品の発送を効率的に行うとともに、鉄道輸送の利用を図る。

## 4-4 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する



### ✿環境目標

化学物質についての正しい知識と理解を深め、環境汚染や健康被害の未然防止に努めます。

### ✿環境指標

項目	現 状		目標値（令和7年度）
	現状値	年度	
有害大気汚染物質の環境基準*達成率(再掲)	100%	R 1	100%
大気中のダイオキシン類濃度(再掲)	0.0043pg-TEQ/m <sup>3</sup>	R 1	0.0043pg-TEQ/m <sup>3</sup>
ダイオキシン類排出基準適合率 (ダイオキシン類対策特別措置法特定施設)	100%	R 1	100%
地下水の環境基準達成率(再掲)	94.1%	R 1	97.0%

### ◆現状と課題

化学物質は、私たちの便利で豊かな生活を支えるためには欠かせないものとなっており、私たちは様々な化学物質に囲まれて生活しています。しかし、環境中に排出された化学物質の中には、環境汚染や人の健康への被害などの悪影響を及ぼすものもあり、化学物質についての正しい知識と理解が必要です。

## 1 環境中の化学物質

県では、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定により、有害大気汚染物質のモニタリング調査を実施しています。有害大気汚染物質とは、継続的な摂取により健康被害が生ずるおそれがあるとされる物質で、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質は 248 物質とされています。このうち、健康リスクがある程度高いとされる 23 物質が優先取組物質として選定され、うち5物質（ダイオキシン類含む）について環境基準が設定されています【図表4-4-1】。

【図表4-4-1】環境基準

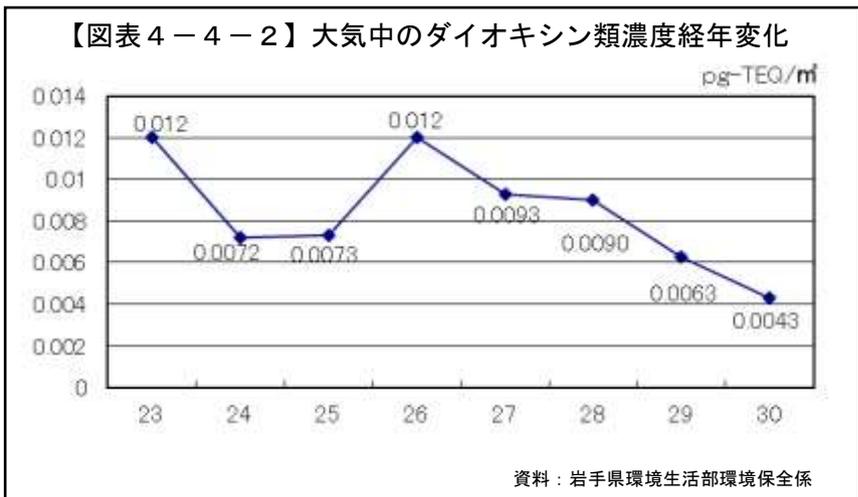
物質名	環境基準(年平均値)
ベンゼン	0.003mg/m <sup>3</sup> 以下
トリクロロエチレン*	0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下
テトラクロロエチレン	0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下
ジクロロメタン	0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

令和元年度（ダイオキシン類は平成 30 年度）は一般環境大気測定局（芳町局）で有害大気汚染物質の測定が実施されましたが、いずれも環境基準を達成しています【図表 4-4-2】。

また、ダイオキシン類については大気中濃度のほか、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌について環境基準が定めら

れています。このうち、平成 30 年度は和賀川（広表橋）で水質及び底質、滑田地内で地下水のダイオキシン類測定が実施されましたが、いずれも環境基準を達成しています。

市内には、ダイオキシン類対策特別措置法の対象となる施設が複数存在していることから、こうした施設の監視・指導を強化するとともに、家庭ごみの野焼きの防止など、身近なダイオキシン類対策を推進していく必要があります。

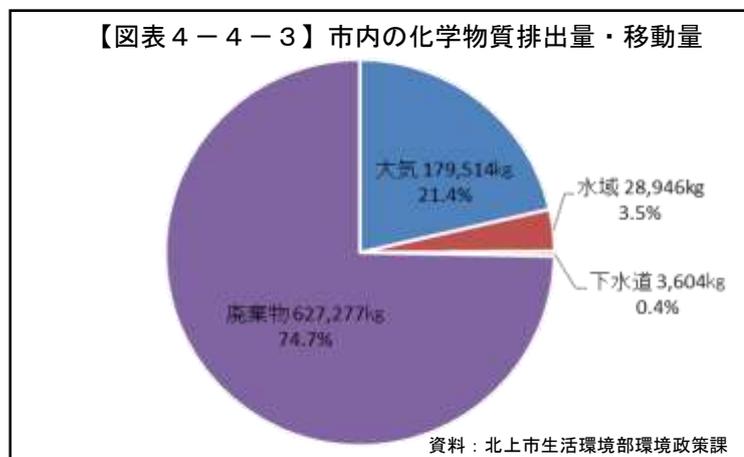


## 2 化学物質移動量等の把握

人の健康や生態系などに悪影響を及ぼすおそれのある化学物質が、どこから、どれだけ環境中に排出されているかを集計、公表する PRTR 制度\* (Pollutant Release and Transfer Register) により、私たちは化学物質の排出に関する詳しい情報を入手することができます。

平成 30 年度の市内の化学物質排出・移動量は、排出量及び移動量の合計で 839,341kg となっています。内訳は、廃棄物として処理するために事業所外へ移動されたものが 74.7%、大気中に排出されたものが 21.4%で、この両者で全体の 9 割以上を占めています【図表 4-4-3】。

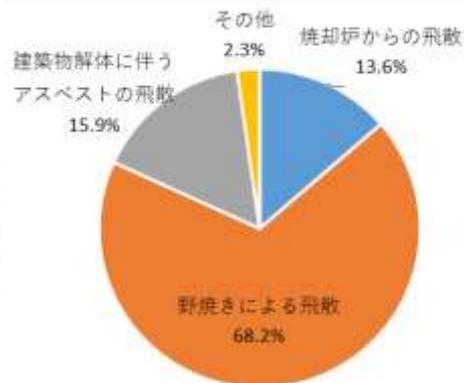
PRTR 制度を積極的に活用し、市内における化学物質の排出・移動量を広く市民等に公表することなどにより、化学物質について正しい知識と理解を深め、化学物質による環境リスクの低減に努めていく必要があります。



周辺の環境についてどのように感じているか（化学物質）



問題と感じていること（化学物質）



### 環境に関する意識調査（令和2年度）

周辺の環境（化学物質）についてどのように感じているかの調査では、「まあ満足」「満足」「やや不満」「不満」の順に割合が多くなりました。問題と感じていることは、「野焼きによる飛散」「建築物解体に伴うアスベストの飛散」「焼却炉からの飛散」の順に割合が多くなりました。

### ◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
4-4-1 監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇大気や公共用水域など環境中のダイオキシン類濃度を把握し、その結果を公表します。</li> <li>◇化学物質の排出量及び移動量を把握し、その結果を公表します。</li> </ul>	環境政策課 環境政策課
4-4-2 発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇法令や協定締結により、事業所から排出されるダイオキシン類の濃度や化学物質の移動量等を確認し、適切な指導を行います</li> <li>◇農薬や化学肥料による土壌の汚染を防止するため、減農薬・減化学肥料の環境保全型農業を推進します。</li> <li>◇法令の周知やパトロールの実施により、簡易焼却炉や野焼きによるダイオキシン類の飛散を防止します。</li> <li>◇建築物等の解体に伴うアスベスト*の飛散を防止します。</li> <li>◇環境汚染事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には迅速な対応を行います。</li> </ul>	環境政策課 農林企画課・農業振興課 環境政策課 環境政策課 環境政策課
4-4-3 化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇化学物質に関する情報を収集するとともに、広く市民等に提供します。</li> <li>◇化学物質に関するリスクコミュニケーション*を推進します。</li> <li>◇シックハウス（スクール）*対策やアスベスト対策など、公共施設における化学物質対策を徹底します。</li> </ul>	環境政策課 環境政策課 環境政策課・学校教育課

### ◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇家庭ごみの野焼きなど、廃棄物の違法な焼却をしない。</li> <li>◇家庭菜園等での農薬、化学肥料、除草剤の使用量を減らす。</li> <li>◇化学物質について関心を持ち、PRTR制度やリスクコミュニケーションなどにより知識を深める。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇法令、協定を順守し、ダイオキシン類等の化学物質の環境中への排出を抑制する。</li> <li>◇企業立地に関する協定を市と締結し、住民の健康保持と生活環境の保全に努める。</li> <li>◇化学物質を適正に使用・管理し、不要な拡散を防止する。</li> <li>◇農薬や化学肥料、除草剤などの使用量を減らす。</li> <li>◇農薬散布時は、風向きなどに注意し、ドリフト（飛散）を防止する。</li> <li>◇地域住民等とのリスクコミュニケーションを実施する。</li> <li>◇事業所から出るごみは自らの責任で適正に処理し、違法な焼却や不法投棄をしない。</li> <li>◇アスベスト使用建築物等の解体にあたっては、周辺への飛散を防止する。</li> </ul>

## 4-5 快適な生活環境を創る



### ✿環境目標

身近な緑地や文化財の整備・保全により、豊かな緑と良好な景観が連なる質の高い生活環境を創造していきます。

### ✿環境指標

項目	現 状		目標値（令和7年度）
	現状値	年度	
市民一人当たりの都市公園面積	17.9 m <sup>2</sup>	R 1	18.02 m <sup>2</sup> (みどりの基本計画 R12 目標値)
グリーンシンボルロードの設置数	0か所	R 1	3か所 (総合計画目標値)
指定文化財件数	166件	R 1	168件 (総合計画目標値)
きたかみ景観資産の認定数	114件	R 1	120件 (総合計画目標値)

### ◆現状と課題

身近な緑や水辺、良好な景観などは、私たちの生活にうるおいとやすらぎを与え、心地よい生活を送るために欠かすことができない要素です。

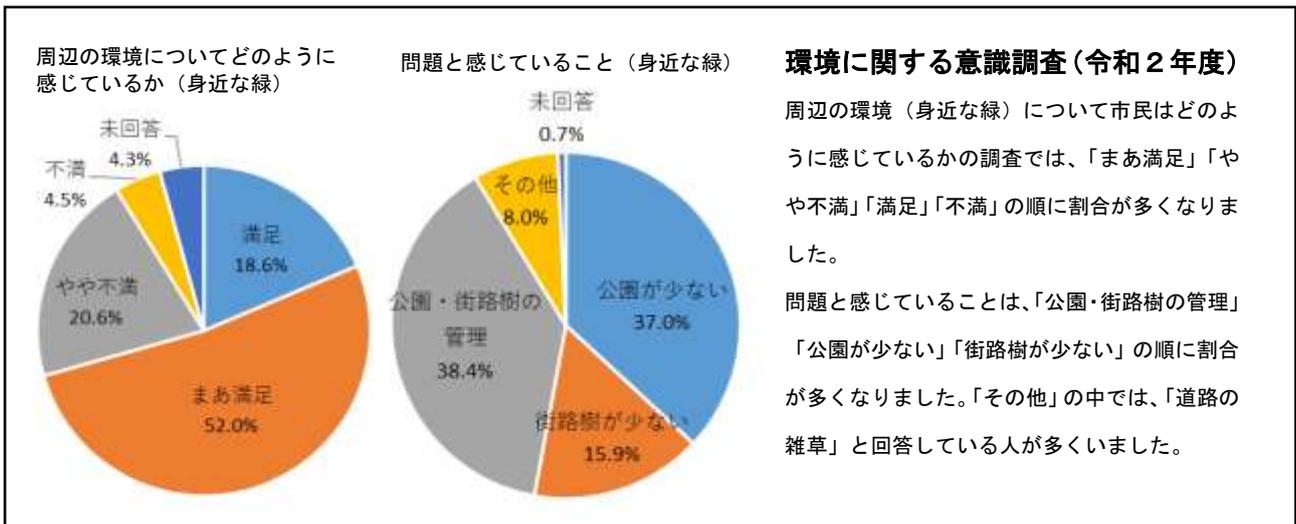
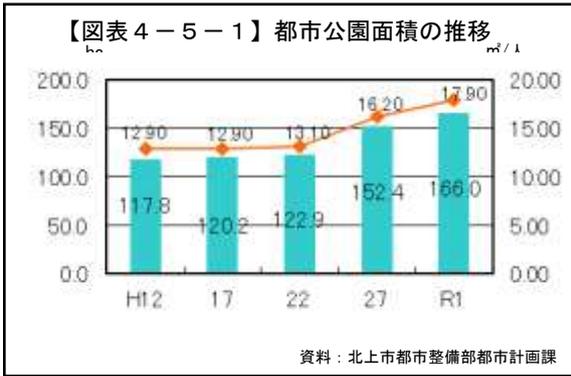
すべての者が連携し、水と緑のネットワークや良好な景観を形成するとともに、環境美化意識の高揚を図り、快適な生活環境の創造に努めていく必要があります。

#### 1 身近な緑と水辺空間

令和2年3月31日現在、市内には128か所、166.0ha（小数点第二位以下切捨）の都市公園が整備されており、市民一人当たりの都市公園面積は17.9 m<sup>2</sup>（小数点第二位以下切捨）となっています【図表4-5-1】。このほか市内には、農村公園や児童遊園、多目的広場などが整備されており、これらを含めると、市内の公園数は195か所にのぼります。この中には九年橋せせらぎ公園や新堰水辺公園といった水辺空間を整備・活用した親水公園も含まれており、自然との交流や憩いの場となる緑・水辺の拠点が整備されています。

また、街並みの緑化と景観の形成、騒音等の緩衝を目的として、市内の道路沿いには街路樹が整備されています。

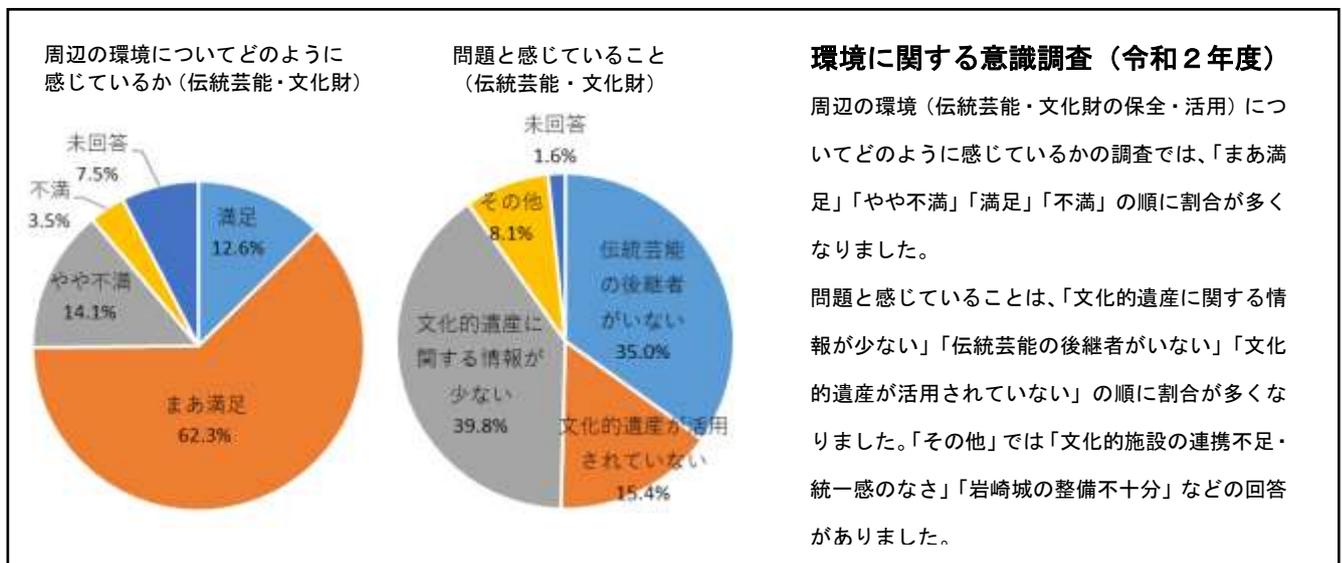
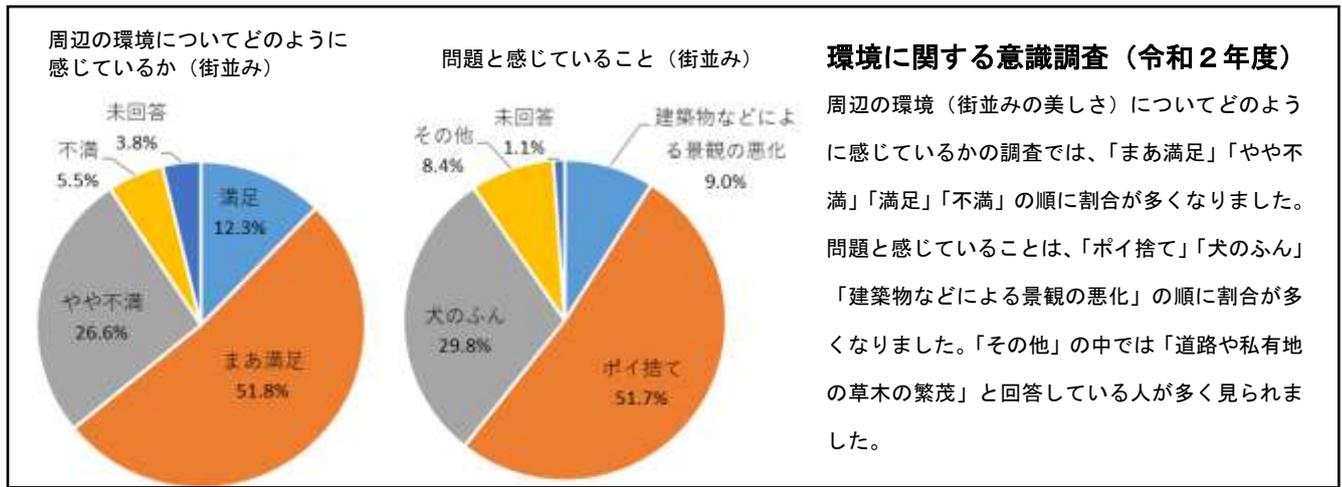
なお、水と緑のネットワークを形成するためには、公共空間の緑化のみならず、宅地や事業所用地等の緑化も併せて推進していく必要があります【図表4-5-2】。



## 2 景観の形成

景観とは、身の回りの自然や建物、地域の歴史や文化など、様々な要素で構成されたまちや地域の表情を意味しており、人々の活動の積み重ねによって創られ、継承されてきたものです。本市は、優れた景観を育み継承し、新たな価値ある景観を生み出すため、平成18年に景観法に基づく景観行政団体\*となり、平成21年に景観計画を策定、その後、平成31年4月に改定しました。同計画に基づく景観資産認定制度により、令和元年度末現在、114件の景観資産を認定し、各地域において、景観を守り、創り、育てる活動が展開されています。

ほかにも、建築物や工作物の建設などを行う場合に、北上市景観条例に基づく届出制度により景観への配慮を求めたり、市民向けに景観学習を実施するなど、身近にある景観を守り育てる活動に取り組んでいます。



### 3 美観の維持

市内では、ポイ捨てによるごみの散乱やペットのフンの放置など、街の美観を損なう行為が散見されます。公園の整備や緑化、良好な景観の形成が推進されても、こうした行為が後を絶たない限り、快適な生活環境を確保することはできません。

私たち一人ひとりが環境美化意識の向上に努め、美しい街並みを創造していく必要があります。

## ◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
4-5-1 水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇公園や緑地の整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。</li> <li>◇沿道の緑化を推進するとともに、街路樹等の適正な維持管理に努めます。</li> <li>◇公共施設の緑化を推進します。</li> <li>◇事業所用地や宅地の緑化を推進します。</li> <li>◇地域や学校などの緑化を図るため、緑化木の配布を行います。</li> <li>◇道路において緑化を重点的に推進する路線を設定し、街中の見える緑の創出を検討します。</li> <li>◇湧水地の適正な保全に努めます。</li> <li>◇水辺に親しむことのできる親水公園の維持管理を適正に行います。</li> </ul>	<p>都市計画課</p> <p>道路環境課・都市計画課</p> <p>都市計画課 都市計画課・農林企画課 農林企画課</p> <p>都市計画課</p> <p>都市計画課 農林企画課</p>
4-5-2 景観の形成と美観の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇景観計画及び景観条例の運用により、良好な景観の形成を推進します。</li> <li>◇保存樹木等の適正な保全に努めます。</li> <li>◇荒廃農地や空き地等の適正な維持管理を指導します。</li> <li>◇歴史・文化資源の適正な保存と活用を推進します。</li> <li>◇環境美化意識の高揚を図り、ポイ捨てを防止します。</li> <li>◇ペットの飼い主のマナー向上を図り、フンの放置を防止します。</li> </ul>	<p>都市計画課</p> <p>都市計画課 農林企画課・農業委員会・環境政策課 文化財課・鬼の館 環境政策課 環境政策課</p>

## ◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇花木の植樹や生垣の設置などにより、宅地内を緑化する。</li> <li>◇家屋を建築する際は、周囲の景観と調和のとれたデザインにする。</li> <li>◇家屋や空き地を適正に管理し、雑草の繁茂やごみの散乱を防止する。</li> <li>◇空き地のオープンスペース化などの利活用を検討する。</li> <li>◇ごみのポイ捨てをしない。</li> <li>◇ペットのフンを放置しない。</li> <li>◇公園や道路、河川の清掃など、環境美化活動に積極的に参加する。</li> <li>◇景観学習に参加する。</li> <li>◇郷土の歴史に愛着を持ち、歴史・文化資源の保全に協力する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇花木の植樹などにより事業所用地を緑化し、特に接道部において景観に貢献する緑化を図る。</li> <li>◇事業所や看板、広告塔の設置にあたっては、周辺の景観と調和のとれたデザインにする。</li> <li>◇事業所用地を適正に管理し、雑草の繁茂やごみの散乱を防止する。</li> <li>◇公園や道路、河川の清掃など、地域貢献活動を積極的に行う。</li> <li>◇歴史・文化資源の保全に協力する。</li> </ul>

## 基本目標5

すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち

### 5-1 環境教育・学習を推進する



#### ✿環境目標

市民一人ひとりが、日常生活と環境との関わりについて理解が深められるよう、環境に関する情報を収集し、広く提供するとともに、環境に関する教育や学習の機会を充実させます。

#### ✿環境指標

項目	現 状		目標値（令和7年度）
	現状値	年度	
環境学習講座受講者数	624名	R1	700名
こどもエコクラブ登録数	2団体	R1	2団体

#### ◆現状と課題

近年、市民の環境に関する意識は高まり、マイバッグを持参する人が増えたり、節水や節電、ごみの分別にかつてより積極的になりましたが、環境問題は深刻化を続けており、これまで以上に一人ひとりが環境意識を持ち、環境負荷を低減する具体的行動が望まれます。

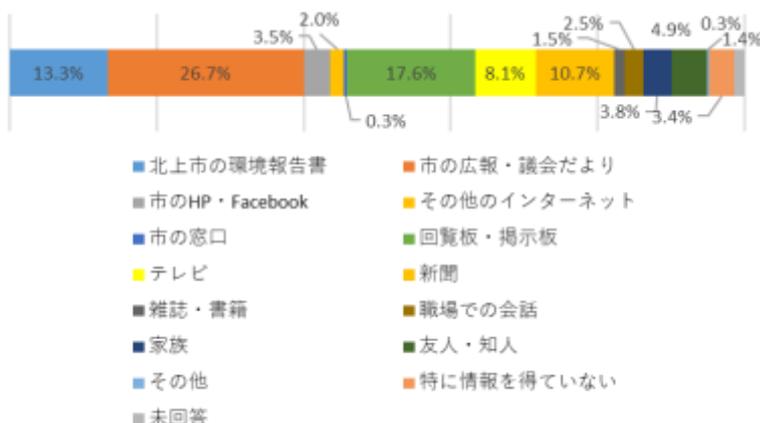
したがって、学校、地域、職場、家庭などにおける環境教育・学習を推進することにより、一人ひとりが環境に関心を持ち、学び、行動していくことが重要となります。そのため、環境に関する質の高い教育を受ける機会を充実させ、環境に優しい人づくりを推進する必要があります。

### 1 環境情報の共有化

現在、市は環境に関する情報をホームページ、広報などで発信しています。また、毎年度環境施策の実績をまとめた環境報告書を発行し、各地区交流センターや小学校、中学校及び高校へ配布しています。これらの取り組みによって、市民に対する環境意識の啓発を行っています。事業者においても、環境報告会の開催や環境報告書の作成により、自社の環境に関する取り組みを市民へ公表しています。さらに、市や事業者による情報の提供のほか、マスメディアやインターネットなどにより環境に関する様々な情報が幅広く伝えられています。

「環境に関する市民意識調査」では、市内の環境の状況などの情報を入手する手段として、最も多かったのが市の広報、次いで自治会の回覧版でした。また、市の提供する環境情報に満足している市民の割合は61.0%でした。引き続き、地域に根ざしたきめ細やかな情報をタイムリーに提供していきます。

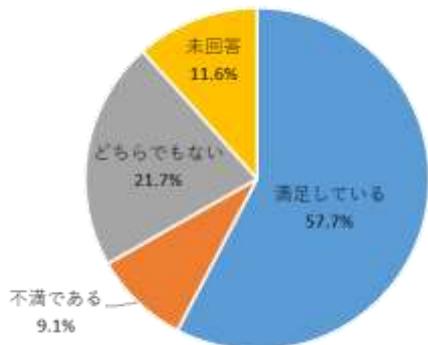
環境に関する情報をどこから得ているか



### 環境に関する意識調査（令和2年度）

市民が環境の状況や環境保全への取り組みについて情報をどこから得ているかの調査によると、市の広報・議会だより、回覧板・掲示板、市の環境報告書の順に多い割合となりました。これらの上位3つの手段で全体の57.6%を占めています。市のホームページやFacebook、その他のインターネットから情報を得ている人の割合は5.5%に留まり、依然として主に紙媒体から情報を得ている結果となりました。

市から提供される環境などについての情報の満足度



### 環境に関する意識調査（令和2年度）

市民が市から提供される環境などについての情報の満足度の調査では、半数以上の市民が「満足している」と回答しました。「満足している」に次いで割合が多かったのは「どちらでもない」でした。

「不満である」と回答した市民の具体的な不満点としては、「情報が発信されていることが分かりづらい」「情報が詳しくない・足りない」「市ホームページの更新頻度が低い」「広報が見づらい」「市ホームページが見づらい」などがありました。

## 2 環境教育・学習の充実

今日の複雑・多様化した環境問題を解決するには、市民一人ひとりが主体的に環境学習に取り組み、積極的に環境に優しい行動をとることが求められます。市では、環境に関する出前講座を実施し、大気や水など生活環境の現状、特定外来生物の現状、地球温暖化のしくみ、ごみ減量とリサイクルの推進などについて解説しています。また、将来の担い手である子どもたちへの環境教育により、環境に優しい行動をとる人間を育てるとともに、親世代への波及効果も期待できることから、学校においては、小学4年生を対象とした「子どもと始める暮らしのエコチャレンジ」、総合的な学習の時間における自然や環境をテーマにした環境教育などが実践されています。また、交流センターや民間団体、事業所等においても様々な活動が展開されています。

今後は、環境に関する情報や資料の整備をより充実させ、これらの学習活動を一層推進していくとともに、その活動をリードする指導者の養成を図ることが重要となります。

子どもと始める暮らしのエコチャレンジテキスト



◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
5-1-1 環境情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇環境情報の収集と、市民等への迅速な提供に努め、環境情報の共有化に努めます。</li> <li>◇各種の講座や説明会、イベント等を通じ環境情報を広く提供していきます。</li> <li>◇市の環境施策の実績などをまとめた年次報告書を作成・公表します。</li> </ul>	環境政策課  環境政策課  環境政策課
5-1-2 環境教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇環境教育・学習に関する情報を収集し、広く市民等に発信します。</li> <li>◇出前講座について、環境に関するメニュー・内容の充実を図ります。</li> <li>◇イベントの機会や内容の充実を図ります。</li> <li>◇環境教育を実践する人材の育成と活用に努めます。</li> <li>◇環境関連資料の充実を図ります。</li> </ul>	環境政策課 環境政策課  環境政策課・博物館 環境政策課 中央図書館

◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇環境に関する出前講座や各種環境イベントへの参加を通じ、環境について学ぶ。</li> <li>◇自然探索会に参加するなど、自然とのふれあいを大切にする。</li> <li>◇家庭、職場、学校などで環境問題について話し合う機会を設ける。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇従業員への環境教育を定期的実施する。</li> <li>◇環境学習の場として施設を開放するなど、環境学習の推進に協力する。</li> <li>◇環境報告書の発行など、環境関連の取り組みについて周知に努める。</li> </ul>

## 5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する



### ✿環境目標

環境に配慮した自主的な取り組みを推進するとともに、市民、事業者、各種団体や行政などすべての者の協働・連携を推進します。

### ✿環境指標

項目	現 状		目標値（令和7年度）
	現状値	年度	
地域清掃参加者数(再掲) (公衆衛生組合連合会主催)	26,091 人	R 1	26,000 人
花いっぱい運動取組団体数 (花いっぱい運動推進協議会主催)	219 団体	R 1	219 団体 (総合計画指標)
河川パトロール参加者数 (和賀川の清流を守る会主催)	135 人	R 1	140 人

### ◆現状と課題

私たちの暮らしは自然に囲まれた地域の中で営まれています。地域での活動が、地域の自然環境はもちろん、人々の暮らしぶりや考え方に影響を与えています。本市では、地域の自治組織や民間団体などにより環境保全に係る様々な取り組みが行われています。また、市民や事業者による環境面での社会貢献活動も活発に行われています。

一方、各地で行われている活動について、情報発信が十分ではなく、人々に参加の意思はあっても、活動の存在を知らない、活動の輪に入って行きづらいなど、参加のハードルが高くなっている現状があります。また、住民の高齢化や人口の減少により、継続的な活動が困難になっているところもあります。

このようなことから、多様な主体間の連携や役割分担について配慮し、各主体が地域の環境を知り、保全に取り組む輪を広げることにより、各主体がそれぞれの立場から活動できる環境を整備し、参加を促進していく必要があります。

#### 1 自主的行動の推進

市では、市内 16 地区の地域づくり組織へ「地域づくり総合交付金」を交付し、地域の自主的活動を支援しています。この活動の中で、多くの地域において住民の参加のもと、草の刈り払いや花木の植栽、清掃活動など、自然環境の整備が行われています。

また、多くの事業所が幅広い地域貢献に取り組んでおり、道路や河川敷の清掃活動、花壇整備など環境美化に取り組んでいます。中には、事業所単独ではなく、多数の事業所が緊密な連携のもとに一体となって環境保全を行う取り組みもあります。

これらの活動をさらに発展・充実させ、市民協働を深化させていくため、各種活動に関する情報の収集・周知に努めます。なお、これらの活動も含めた地域貢献活動に対し、企業へ功績賞を贈呈しています。

## 2 協働・連携の推進

本市は自治基本条例やまちづくり協働推進条例に基づき、協働の精神でまちづくりを進めてきました。協働とは、各主体が共通の目的意識を持って、対等な立場のもとで能力を持ち寄り、相乗効果をあげながら取り組むことで、本市においても多岐にわたる事業で実践されています。

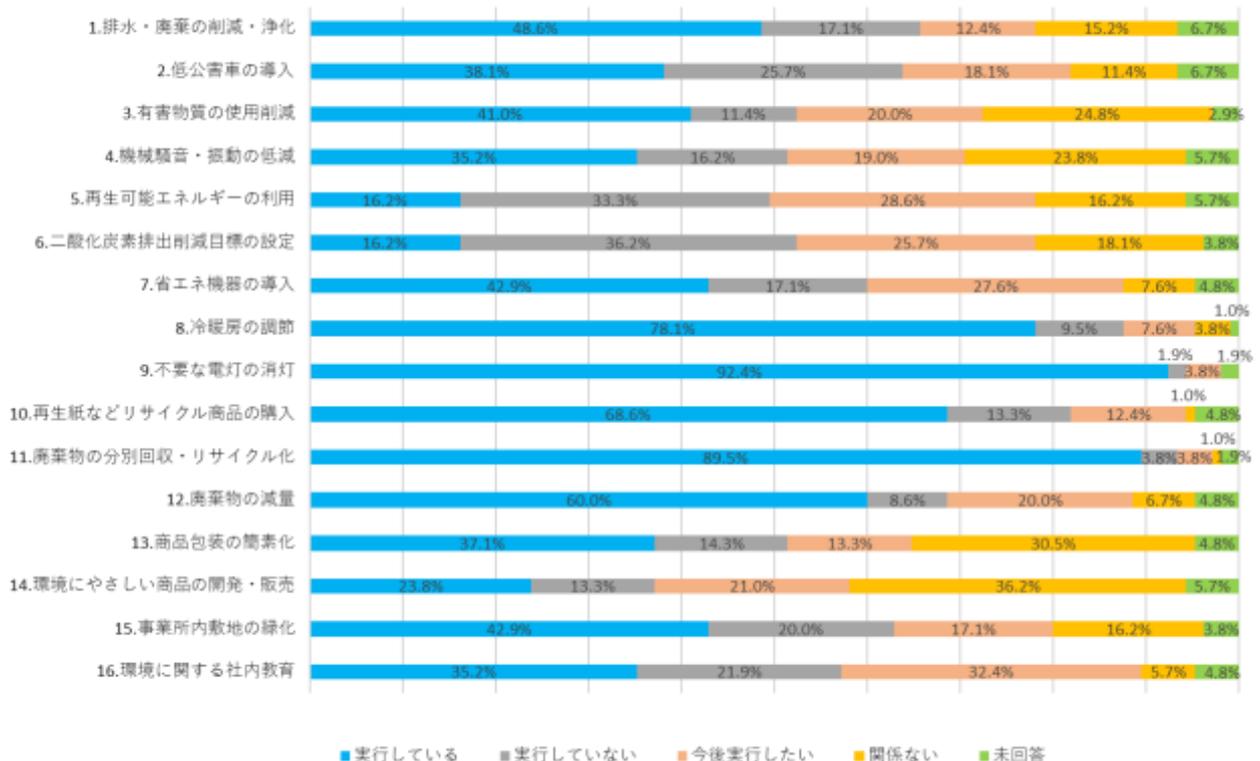
この手法を環境保全活動にも取り入れ、各主体が単独では成し得なかった成果を上げながら、環境に配慮したまちづくりを推進していくことが大切です。

### 環境に関する意識調査（令和2年度）

市内事業所において実施されている環境保全対策について調べた意識調査によると、「実行している」との回答が最も多かったのが「不要な電灯の消灯」で92.4%、二番目に多かったのが「廃棄物の分別回収・リサイクル化」で89.5%でした。

一方、「実行していない」との回答が最も多かったのが「二酸化炭素排出削減目標の設定」で36.2%、二番目に多かったのが「再生可能エネルギーの利用」で33.3%でした。

事業所で実施している環境保全対策



◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
5-2-1 自主的行動の推進	<p>◇環境に配慮した暮らしや事業活動への転換を図るため、普及啓発活動を積極的に推進します。</p> <p>◇自主的な環境保全活動に対して支援を行います。</p> <p>◇環境保全や環境美化を含む地域貢献活動に対して表彰を行うなど、自主的な行動を促進します。</p> <p>◇地域清掃や河川清掃といったボランティア活動に関する情報収集に努め、広く市民等に周知することにより参加を促進します。</p>	<p>環境政策課</p> <p>地域づくり課・環境政策課 地域づくり課・環境政策課</p> <p>環境政策課・道路環境課</p>
5-2-2 協働・連携の推進	<p>◇各種団体や事業所等による環境保全活動の実態把握に努め、必要に応じ協働・連携を図りながら活動を推進します。</p> <p>◇協働・連携により、環境保全活動に取り組むしくみづくりを推進します。</p> <p>◇公共事業に際しては、計画段階から施設の維持管理段階まで、住民等との協働・連携を推進します。</p> <p>◇北上川や和賀川流域の水環境の保全など、広域的な取り組みが必要な場合には、関係自治体や団体との連携を図り、パートナーシップを形成します。</p>	<p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p> <p>公共工事所管課</p> <p>環境政策課</p>

◆みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<p>◇環境問題に興味を持ち、積極的に情報収集を行う。</p> <p>◇率先して環境に配慮した暮らしを实践する。</p> <p>◇自宅周辺の環境美化に努め、地域の良好な環境を保全する。</p> <p>◇地域清掃や河川清掃といった環境保全活動に、積極的に参加する。</p> <p>◇環境保全団体の活動に参加・協力する。</p> <p>◇公共事業のワークショップなどに積極的に参加し、意見を述べる。</p>
事業者	<p>◇従業員への環境教育を定期的実施する。</p> <p>◇環境学習の場として施設を開放するなど、環境学習の推進に協力する。</p> <p>◇環境報告書の発行など、環境関連の取り組みについて周知に努める。</p>